弁護士選任を正確に！
03－(591)－1301
（ゴクイリ　イミオーイ）
救援連絡センターの指定
する弁護士を選任する。
＊代表弁護士は庄司宏である。

救援
第67号
1974年11月10日　発行
昭和45年5月15日
第三種郵便物認可
編集発行　救援連絡センター
東京都港区西新橋2－6－8　浅野ビル2階
電話　03－591－1301／振替東京105440
毎月1回　10日発行　定価80円
年間購読料1部開封1500円（要封2000円）
協力会費　一口1ヵ月500円以上

暗黒司法に全人民的反撃を！

「細部はともかく大筋は黒だ」
狭山 寺尾、無期懲役を宣告
東京高裁

「原判決は破棄する。被告人を無期懲役に処する。」この芳賀の超反動的な差別判決が、日比谷公園を埋める三万の部落大衆・労働者・学生・支持団体に衝撃的な怒りと、わきに納まりきれず、式の灰色無罪をかちとった権力の凶器そのものであり、そをなばったのだ。

「ハト派」「良心派」寺尾の判決は、今日の「公正裁判」の本質を解明してきたのである。

「細部はともかく……」とは何というふてい発言だろうか。この細部こそ、警察の捜査の不法の一つ一つが納得いくまで、それを積み重ねてきたのである。

「細部」のたえだえだ二つが崩れても「大筋」は揺るぎない、と言うその「大筋」とは、今日のアルジェア民主主義の根幹にその基礎をおく部落差別の本質をあまく見積もった。

解同と弁護団は直ちに最高裁に上告した。解同と固く連帯し、徹底した差別裁判の闘いを、今日の

沖縄 11・10 「起訴事実は救助行為だが…傷害致死で一年」
那覇地裁

一〇月七日、那覇地裁は、70年11・10山川巡査殺害の故をもって殺人罪で起訴されていた松永優氏に対し、傷害致死罪による懲役一年（執行猶予二年）を判決した。判決理由の中で、裁判長は、

①検察側証人の証言のほとんどを信用できないとしながら、

②被告人が現場に現われた頃、山川巡査に対して「明確な消火行為」が行なわれていた」ことが上った「傷害致死」の「共謀」という論理は、全く支離滅裂である。松永氏が書いた「判決公判の法廷から」という文章の見出しに「判決の朗読に移ろうとする時裁判長は冒頭から「救助行為」を先ぐり、声をふるわせていた」とある。

無罪を言い渡しながら、なんとしても有罪判決を下さざるをえなかったかった政治的重圧と退嬰しつゝある裁判官をうちのめしていたのだ。

事実の黒白によるのでない、政治の要請による有罪無罪という裁判の本質がこんなにも赤裸々に露呈された例も稀なのでない。

公判直後の記者会見で松次氏は控訴で闘うことを表明し、一一日控訴申立書を提出した（検察側も控訴した）。控訴審は、鹿児島高裁那覇支部で行なわれる。

東京は仲間という財政的に苦しい裁判を闘い続けねばならない松永裁判に多くの支援を！（松永君を守る会・赤ちの報告は国面）

爆弾教本に出版の自由なし
ウニタ 極左系販売店に販売の自由なし
東京地裁

一〇月一五日の閣議で、町村（まちむら）国家公安委員長は、三井物産爆破事件に関連して、事実上の出版規制を行う重要な決定をした。例によって国民総スパイ化をよびけるとともに、爆発物の製造法を説明した本が「事件の背景」といい「現行法の枠では困難とはあるが断固取締まる」と脅かし名紙は一斉に、爆弾に関する「書籍統制の必要」を訴え出した。同日、ウニタ書店での押収について中立却下が通知され、黒ヘル公対委他にガサが入り、数日を経ず「狼グループ」逮捕が爆物入りで報道された。

ウニタ書店（東京、水道橋）うえで、「栄養分析表」押収における、店頭の「栄養分析表」押収第件（九月四日、「教援」65号参照）にたいする、店主藤忠正氏と弁護人らによる裁訴処分の取消しを求めた訴訟が、昨年一二月一日同じ立て却下するという侮辱的な決定をだした。

この押収にあたり執行された捜査令状の中身は、「氏名不詳の者の爆発物取締罰則違反容疑」というもので、「栄養分析表」の形で、いっそう露骨に、ウニタ書店のような存在そのものを社会的に抹殺しようとする決定なのである。すなわち「ウニタ書店は、極左系出版物を扱う販売有数の販売店であり、この種の犯罪を助長させる蓋然性は極めて高い。そのうち書店でのような店さん、おまえ人権に関心のある者に関する爆発」などというもの。二階から八名のデカが侵入、押収した「爆弾教本の出版の自由」が闘われた（一〇月二〇日）。最高裁における裁判官は前東大教授、団藤重光氏ら決まった。

「爆弾教本の出版の自由」が闘われた（一〇月二〇日）。最高裁における裁判官は前東大教授、団藤重光氏ら決まった。

押収の手続、内容の不当性にして違法行為としたものにたいし裁判所は、もちろん全次記載の問題として出してきたのだ。

今回の決定は、書店がこの間の警察の強権による店頭・販売品を優う自由な営業をしてきた抗議の前に、裁判所が指導をおりた（「意見」を与えたものである。（決定文全七七頁）

ウニタ書店、弁護人は直ちに、最高裁に「特別抗告」を申し立て中。

黒ヘル公対委にガサ

一五日、朝一時より三時間にわたって黒ヘル公対委のアジトへ、容疑はまる二年の家にガサ入れ。容疑はまる二年の「財」の入びと大田竜氏ら名が逮捕された。財狼の罪だというがねえ、警察の残留恵。とどのが理に「彼らのことは何も知らない、事件当局は、早々と「大田らの犯行は「狼」ではない」と手を挙げてしまい、現在は、別件に使用した「ジャクシャイン像の盗難の北海道開拓の名を削った」容疑で取調中。

「射」グループを逮捕

「爆弾教本の出版の自由」が闘われた一六日、二〇日、二三日にわたって黒ヘル公対委のメンバーが逮捕された。「財」の入びと大田竜氏ら名が逮捕された。財狼の罪だというがねえ、警察の残留恵。とどのが理に「彼らのことは何も知らない、事件当局は、早々と「大田らの犯行は「狼」ではない」と手を挙げてしまい、現在は、別件に使用した「ジャクシャイン像の盗難の北海道開拓の名を削った」容疑で取調中。

三里塚 朝霞 10・21 闇を裂く闘いののろし

十月十日三里塚空港粉砕全国総決起集会は、雲一つない秋空の下、五千名の大結集をかちとった。

午後一時すぎから始まった集会では、戸村委員長ならび、「第二期工事区内二千四戸の同盟と団結を固め、鉄塔決戦を闘う決意」が鳴物入りで、映画作家グループ「三菱二社爆弾真犯人」との激動的に機動隊のトンネルのなかに誘導し、トンネルの末端では六・七名の機動隊が一人の参加者を密着包囲し、カバン等を徹底的に「彼らのことは何も知らない、事件当局は、早々と「大田らの犯行は「狼」ではない」と手を挙げてしまい、現在は、別件に使用した「ジャクシャイン像の盗難の北海道開拓の名を削った」容疑で取調中。

三里塚 朝霞 10・21 闇を裂く闘いののろし

十月十日三里塚空港粉砕全国総決起集会は、雲一つない秋空の下、五千名の大結集をかちとった。

午後一時すぎから始まった集会では、戸村委員長ならび、「第二期工事区内二千四戸の同盟と団結を固め、鉄塔決戦を闘う決意」が鳴物入りで、映画作家グループ「三菱二社爆弾真犯人」との激動的に機動隊のトンネルのなかに誘導し、トンネルの末端では六・七名の機動隊が一人の参加者を密着包囲し、カバン等を徹底的に「彼らのことは何も知らない、事件当局は、早々と「大田らの犯行は「狼」ではない」と手を挙げてしまい、現在は、別件に使用した「ジャクシャイン像の盗難の北海道開拓の名を削った」容疑で取調中。

ウソと暴力と秘密性まるだしの機動隊による検問

京成成田駅前を、機動隊は、指揮官車やカラポロ輸送車を並べて威圧した。改札口近くには、われわれが招待しないにもかかわらず、数十名の機動隊がたむろしている。「闘争に参加しないはずっと通ってください」といって改札口を出たばかりの人を左に折りわける。闘争に参加する人を激動的に機動隊のトンネルのなかに誘導し、トンネルの末端では六・七名の機動隊が一人の参加者を密着包囲し、カバン等を徹底的に「彼らのことは何も知らない、事件当局は、早々と「大田らの犯行は「狼」ではない」と手を挙げてしまい、現在は、別件に使用した「ジャクシャイン像の盗難の北海道開拓の名を削った」容疑で取調中。

朝霞

砂川闘争が、埼玉県反戦青年委員会、和光市民会議、自衛隊を告発する埼玉市民の会、「平和と民主主義を守る」市民らの、住民自治を築く小川町市民会議、毛呂山町住民訴訟原告団、埼玉ベ平連」の呼びかけで開かれた。

集会はまず、デモコースの一部が不許可になったことと、まだこれら対しなった仮処分が出されたことが怒りをこめ、報告された。これにつづき、本日の闘いに参加できなかった人たちの「日本軍たる自衛隊の親衛隊」の決意が、今年は中央機関紙だけとなった、自衛隊解体にむけての中央機関紙を粉砕しよう」との訴えられた。この後九時半ごろ、デモコースの一部が不許可になったことと、まだこれら対しなった仮処分が出されたことが怒りをこめ、報告された。これにつづき、本日の闘いに参加できなかった人たちの「日本軍たる自衛隊の親衛隊」の決意が、今年は中央機関紙だけとなった、自衛隊解体にむけての中央機関紙を粉砕しよう」との訴えられた。この後九時半ごろ、

10・21

争は都内二〇カ所から集会が開かれ、都心へデモが行なわれた。ラロック発言によって再燃した安保闘争は、フォード来日、三日の狭山差別裁判決公判をたてんとする闘争へ突入。

権力は早朝から要所に機動隊を配置し、検問を行った。午後四時ごろ西麻布で名が公妨で逮捕され、うち七名が勾留請求された。

午後一時前、先頭部分が解散地点の和光市駅前広場に入ったとき、約五十人の機動隊がウォーという喚声をあげて襲いかかった。デモ隊の中に突っこみ、タテでなぐり引き倒した。広場じゅうで、デモ隊のひとりひとりが転倒する。スクラムを組さかんったところは、商店に押しこまれ、殴る蹴るの暴行を受けた。商店のガラスが破れ、ルメットが飛ぶ。めちゃくちゃの大混乱は二分足らずのできごとだったような気がする。逃げこんだ路地から重二重に囲まれた五千参加者が引きずり出されてくる。引きずられてくる顔々は鼻血がしたたりおちているそれでもなお広場わきの金網に押しつけて殴るのだ。

連行された者は全部で十七名（うち二人は川越バイパス路上、その中の一人はなぜか二十分で釈放されている）

県警公安一課長小島、同警備課長福島の言によれば、和光市駅前広場でデモ隊が機動隊員に暴行を加えたのでこれを救出に行った機動隊の公務妨害したから逮捕したのであるという。

だが、デモの先頭が広場に到着したときには機動隊は襲いかかってきたのだ。「機動隊員を孤立」も「暴行」もありえない。それに機動隊の襲撃のあとに広場に到着した最後尾の部分がどうして「救出に駆けつけた機動隊の公務を妨害」しえようか？それなのに最後尾の部分は逮捕者が多いのだ。

転んで捕まった人間に、そこいらの竹竿をもたせ逮捕写真をとるなどかれらのデッチ上げ悪業はかぎりがない。だが現場写真がすべてを物語っている。

椎名密約実行の第一弾 韓青同など不当捜索

大阪府警・朴大統領主撃事件特別捜査本部」は、二五日朝、「文制捜査」の圧力の前に止むをえず、カルテ等を提出した（二五日）。

京高等裁判所四部の窓から突然、韓国青年同盟中央本部および同本「狼山差別裁判闘争」田中委員長打部委員長宅を捜索した。

新聞報道によれば、この捜索の目的は、韓国の公判で世光が金見の見る人垣を作られる。十数台委員長に手紙を押収するかになったのでその手紙を押収するが、警察は、とされているが、警察は、家計簿、講師記録など無関係なの押収している。

▼赤木動病院へも

同特捜本部は、文がこの二月入院していた東京都足立区の赤木動病院に対し、文のカルテなど資料

朝鮮総連

「赤木動病院からの資料提出、関係からの情聴取など、強制捜査であり人権の侵害である」（二六日警視庁へ）

赤木動病院理事長

「文世光に関する資料を任意提出しなければ強制捜査するといわれ、患者に迷惑をかけないよう、警察の申し出に応じた。赤木動病院は文世光の治療行為とはなんの関係もないのに、警察はこっそりの患者や職員を呼んで事情聴取している。患者の減少、職員の退職など、被害はどん大だ」（二六日　記者会見）

韓青同中央本部

「椎名事件とわが同盟とは一切関係がないのに日本の警察当局がこのような不当な捜索を行ったことは許すまじ。韓国政権の強圧である。反韓国内

不法集団を取り締まるという椎名密約の実行であり、断じて許せない」（一〇月二五日）

朝鮮総連

「赤木動病院からの資料提出、関係からの情聴取など、強制捜査であり人権の侵害である」（二六日警視庁へ）

赤木動病院理事長

「文世光に関する資料を任意提出しなければ強制捜査するといわれ、患者に迷惑をかけないよう、警察の申し出に応じた。赤木動病院は文世光の治療行為とはなんの関係もないのに、警察はこっそりの患者や職員を呼んで事情聴取している。患者の減少、職員の退職など、被害はどん大だ」（二六日　記者会見）

韓青同中央本部

「椎名事件とわが同盟とは一切関係がないのに日本の警察当局がこのような不当な捜索を行ったことは許すまじ。韓国政権の強圧である。反韓国内

朝霞デモを襲う機動隊（浦和市民新聞提供）

4年10ケ月の長期拘留うちやぶり

11月5日 川島豪氏釈放かちとる

長期拘留者即時釈放の闘いを更に強めよう

川島豪氏（69厚木基地等連続米軍基地闘争等被告）は、一一月五日釈放を勝ちとり四年一一ケ月に及ぶ長期拘留を打ちやぶって家族同志の手に取りもどされました。本格的寒さを目前にひかえて、当然すぎる釈放とはいえ喜ばしい。と同時に今頃保釈許可とは何ごとだ。

身代金三〇〇万とは何ごとだ。幾度もくり返し提出されてきた保釈申請に"罪証隠滅、逃亡の疑いあり"と理由づけて保釈却下を積み重ねた。この、長期拘留予防拘禁は、裁判所検察側の一体となった治安弾圧である。

"長期勾留を許すな"これは、私達の本年度の一つの課題でした。川島氏の場合、「相被告人」の全員が釈放され、裁判も弁護側立証が進んでいる中で、いつまでも続く拘留は重大な人権侵害である。

救対及び、各地救援会、個別救対と共に保釈要請の署名活動がくり広げられ、ハガキ、電報等が取り組まれた。これらの方法は力は小さいかも知れないが、不当弾圧への私達の監視であり抗議の姿勢として一方法である。

これらの事実からみれば、保釈闘争は、執拗に又多様にくり返し闘われなければならないだろう。

"保釈はむずかしい"と初めから決めてかかることなく、期をとらえた闘いによって確実に、第一審地裁段階での身柄奪還を重視して行きたい。

横浜地裁一〇月二九日保釈決定（保釈金三〇〇万円）
東京高裁第一部一一月二日抗告棄却決定

長期拘留者年内釈放要求！十二月行動（仮称）

準備会開催のおしらせ

▼一一月二三日（土）
▼四ツ谷・好栄荘三号室にて

今年も保釈闘争が闘われ、近藤・川島氏が奪還されました。しかし、ヨド号ハイジャックの塩見孝也氏ら四名、上赤塚交番の渡辺正則、佐藤隆信氏らが、四年半から四年に至ろうとしています。

闘いを更に強め、長期拘留者全員の年内釈放を実現させるため、一二月行動を準備しよう！反弾圧戦線の積極的結集を！

略電開設のお知らせ

この一〇月二一日よりKDD（国際電信電話㈱）のケーブルアドレス（略電）を開設しました。これは世界中どこからでも、"KYUENCENTER・TOKYO" とさえ宛名すれば電報が届くというシステムです。

どうぞご利用下さい。

11・8獄中弾圧粉砕秋期統一行動に起つ

私達はダルマではない

東拘在監　矢島一夫

一一月八日獄中弾圧粉砕秋季統一行動にむけて、矢島一夫氏（東拘在監）から寄せられた"獄中アッピール"を紹介し、センターの支援の訴えにかえたい。（編集部）

異常な物価高騰や、刑法改悪等にみられるように、資本家の利益を国家の刑罰権拡大等によって力のない者や、金のない者は、生殺与奪の権利を掌握されています。そのような現存の社会は全く監獄と同じです。社会の矛盾が増大すればするほど、国家権力の合理化政策は強化され、人間の生存と生活権をおびやかし耐えがたいものにしていますが、社会矛盾の終点が監獄に収容されるはめになった人々であります。私も国家権力のデッチ上げと社会への見せしめ的に強盗殺人という超一級の罪名を被せられ、当拘置所に放りこまれ早や二年になろうとしています。

裁判が確定されていない被告人でありながら、私を含めたこの中の全収容者は、監獄法の下に囚人一色にされ、日々屈辱的な生活を強いられて、一挙一動常に静的な動作のみを強いられ、精神・肉体両面からの抹殺管理をされています。雑居房も独房も常に座っていることを強いられ、ちょっとでも立っていようものなら「おい」「てめえ」「このやろう坐ってろ」「判らねえなら判るようにしてやるぞ」との大声が一日何度も聞こえる。これは、その本人にどう喝をかける一方、周辺の房内にいる人間達にもおどかしをかけているわけですが、私たちはこの不当な指示に従って一日中、いや何ケ月も、何年も坐ったままの生活を甘受することが更生につながるとは信じられない。塀の外に帰れば働かなくてはならず、こんな状態で社会に戻されても充分働くことはできない。監獄ではこのように虚弱な体を権力者が人為的に作り上げ、足腰弱くなった人間が社会復帰して充分な労働につけないことをちゃんとみこして再犯者の拡大再生産をしているのです。

房内を捜検にきた看守は土足で我々が寝とる所に上がりこむし、めしの中にはネズミのクソや、毛髪、ゴミ、砂、虫など入っているのは常識化されています。水はにごっていて飲めません。又、政治犯には筆記具の個人的使用を許可し、大多数の一般刑事犯には使用を許可しないために多くの人々がこの中では「なぜその罪を犯すに至ったか」あるいは、「なぜ権力に犯罪者としてデッチ上げられたか」等、裁判資料さえつづることが自由にならぬまま、一方的に刑を言い渡され、「一般社会人」から「前科者」へおとされるレッテルを貼られているのです。

これらの許し難き権力の弾圧をみてみぬふりができず、私を初め一部の人達が「全収容者に筆記用具を許可しろ」と当拘置所に要求しているのですが、不当な管理体制や資本主義社会の矛盾を裁判所に訴えたりすると、今度は一般監房とは異なった「特別房」に入れ厳しくして心身共に収容者に対する圧迫を強化してきます。この特別房が「自殺予防」でないことは明らかで、何でもない人間を「狂人」か「自殺」かに追いこむための「圧殺房」なのです。それが証拠にこの一年間に自殺と未遂者は一向に後を断たず、この一〇月二日にも、その「自殺予防」という名の「特別房」で、自殺未遂者が出ています。過去の誤ちをみつめ、自分と社会のどこがいけなかったのかを真剣にとらえ、自力更生のもとに復帰した暁には、社会のためにつくそうと決意している人々がその更生意欲を国家権力の非道な強権管理によって歪められ、奪われている、この監獄内の現状を、私達収容者のひとりひとりが認識し、声を大にして自己の正当性を主張してゆきますが、ひとりひとりを分断し、疎通を妨害している不当な権力に勇気をもって獄中のひとりひとりが抗議すると共に、塀の外にいる御家族、友人の皆さまには、この中にいる当事者に「人間と当然の権利」を堂々と主張し、訴えていくよう激励してあげてくださると共に、塀の外からも抗議の支援を切にお願い致します。

拘置所等の土曜日面会廃止やめろ

請願運動はじまる

東拘はじめ全国の刑務所・拘置所は、来年度（一九七五年四月）から収容者にたいする土曜日の面会差入れを全面的に廃止しようとしている。

働いて生活をしている家族、友人にとって、土曜日は多くの場合唯一の面会の機会だ。

そうでなくても、世界人権宣言や日本国憲法によってすら、収容者の自由のはく奪は最小限にとどめられるべきであるとされていることからすれば、現在行われている刑務所・拘置所の様々な面会差入れの制限は重大な人権の侵害となっている。

土曜日の面会差入れの禁止などもってのほかだ！

この請願は、一一・八獄中者の統一行動での第一の要求項目に掲げるし、できるだけ多くの刑務所・拘置所で収容者の家族、友人の方々へもよびかけて署名をあつめ当局につきつけることになっている。

近藤君の保釈かちとる！

保釈金三〇〇万円の弾圧はねかえせ

人間抹殺―鳥取刑務所糾弾

近藤有司君は七一年七月米子M作戦によって逮捕され、同年秋より拘留されていた鳥取刑務所において腰痛を訴えはじめた。しかしながら、近藤君は満足な治療もうけられず、三年余の間なかば放置されたままの状態でいました。しかも鳥取刑務所は、独房の中には一切日光があたらず、窓も二メートル半の高さに六〇センチ四方のものがたった一つあるだけで、通風はその窓から汲みとり式の便器の上を通ってくるため、独房内は湿気と臭気に充ちあふれています。フトンは便器の方からカビてくるような状態です。必然的に近藤君の病状は悪化の一途をたどり、今や多発性神経炎は重症、若年性高血圧症は中等症（高橋晄正氏の鑑定書より）となっていました。多発性神経炎は、腰を中心に背中、手足に痛みが走り、短時間もすわっていられないような状態になり、このままでは後遺症の恐れまででてきていました。又若年性高血圧症の方は血圧が一八〇の状態が続き、生命の危険まで考慮しなければならない状態でした。

保釈決定をついに勝ちとる

この近藤君の保釈請求に対しても鳥取地裁大下倉裁判長は今まで全く信用のできない御用医者であったため、病状についてもまともな検査も行わず、ただ「拘留にたえうる」とだけ結論していました。

本年六月になってようやく信頼のおける医師による鑑定が認められ、高橋晄正医師によって3日間の鑑定が行なわれたのです。この高橋鑑定書が提出されるやいなや、裁判長は動揺し、ようやく保釈をかちとりうる希望が見えてきました。一〇月一四日鳥取地裁は近藤君の保釈をついに許可せざるをえなくなり、高橋鑑定書を半分以上も否定するような内容でもって決定を行いました。ところが保釈金は三〇〇万円（現金一五〇万円、保証書一五〇万円）といういわゆる「公安事件」での最高額を要求するという新たな攻撃を加えてきました。更に、検事はこの決定に対しても抗告を行い、「とにもかくにも保釈はさせない。本人がどうなってもよい。」という態度で臨んできたのです。私達は地裁の保釈金三〇〇万円という実質的に保釈を遅延させるような決定と、検事の「過激派に人権なし」という抗告に対して満腔の怒りをこめて抗議してきました。

一〇月二一日、広島高裁松江支部は検事の抗告を却下し、近藤君の保釈を許可しました。近藤君の家族、友人および救援関係者約一〇名は松江支部から鳥取に保釈許可決定書の届く一〇月二三日、鳥取刑務所の前へ近藤君の出迎えに行きました。午後三時前、ついに近藤君は鳥取刑務所の門をくぐり出迎えの人々に見守られながら、車に乗りこみました。

10・10三里塚現地闘争の検問

治療費・保釈金カンパ要請

このように三〇〇万円の保釈金は、いくらインフレであるといっても労働者の一家族にとっては莫大な負担であり、現に近藤君の治療費に支障がでてきています。私達は近藤君の治療を保障していくためにも、あるいは近藤君の一家を守っていくためにも、多くの人人からの支援を要請しています。当面必要な金額は借入金の返済と治療費とあわせて七〇万円ですので、一人でも多くの人々からのカンパを要請したいと思います。

なお一〇月二六日の反弾圧集会におけるカンパは六四〇五円でした。御礼とともに報告しておきます。

カンパ送り先
大阪市北区浪花町一二五
関西救援連絡センター気付
高井晃一

米子四兵士支援委員会

バスチーユ通信

一日たった5円とは！

最近、アジアの政治犯に関する情報センターを作ろうという動きがあり、その準備会議に二回出席した。今年の春におこなわれたアジア人会議においては南ベトナムや韓国からの代表による報告があり、各国における弾圧の物すごさに日本人参加者が圧倒され、日本の獄中弾圧をアジア各地の代表に報告するところではなかったという報告を聞いた。日本国内の獄中弾圧には、それなりの残虐性が確実にあるのだが、それがアジア各国からの代表に報告されなかったのは残念である。

また、同じ会議でわかったことなのだが、日本の弾圧の状況がアムネスティーなどの国際救援組織をとおして外国に知らされていない事実がある。外国人の目には、日本は「政治犯」や「刑事犯」の天国のようにうつっているのではないか。

さて、日本の刑務所制度がいかに全世界の刑務所制度に比べて残虐であるかを今後追及しようと思う。スウェーデン大使館を訪れて、印刷物をもらって来た。スウェーデン政府矯正局の作業教育部長カール＝ヘンリク・エリクソン氏の「囚人に対する労働市場賃銀」という英語のパンフレット（七二年一二月付）をみると、囚人の労働に対する賃銀として次のように書いてある。

囚人にとって報酬はきわめて大切である。多数の囚人は、施設におけるその生活を明かるくするシガレット、コーヒー、本、雑誌その他の品物を買うために彼らの賃銀に依存しなければならない。多くの囚人は（その家族を）維持しなければならないし、借金を背負ってる者もある。家族に送金できるようになりたい者も多くいるし、また休暇で帰宅する時のためにプレゼントを買うことができるようになりたいと思う。通常は、囚人は旅費を自弁しなければならない。

全ての作業部門においては、（囚人）労働者は現在は出来高に応じて支払いを受けている。平均的な時間給は二クローネ（四二米セント――一三〇円）を若干上まわる。一週間四〇時間の労働として、週給約八〇クローネ（一七米ドル――五、一〇〇円）になる。しかしながら、（作業の出来高によって）週給一〇〇―一五〇クローネ（二二ドル――三三ドル、六、三〇〇円――九、六〇〇円）になることもめずらしくない。

同じ、スウェーデンの資料、「犯罪者処遇改革への提案」（七二年九月付）によると「囚人が電話を使用する権利」、「囚人によって発行される新聞」などの項目が、処遇改革委員会の議題にのっているとのことである。

これにくらべて、日本の「予罪受刑者」の「報酬」は、一日なんとたったの五円である。

（東拘在監のハイジャック被告の上原敦男君から最近面会の時に聞いた話しです。上原君は囚人労働の実態を近いうちにセンターに報告して来れる約束をしてくれました。）

このような残虐な搾取が、「やつらは犯罪人なのだからあたりまえなのだ」という名目で日常的に行なわれているのです。

日本の刑務所の実情を我々はもっと調査したいし、また日本全国に、全世界に知らせたい。（H）

法対レポート

法対活動で気付いたこと。

■弁選妨害について

ちかごろ、悪質な弁選妨害がふえている。警視庁K署は、被疑者の「救援センターの弁護士」という誰が聞いても明らかな弁護人の指定を、「電話番号がわからない」「名前（弁護人の）をいわない」と黙秘を理由に連絡をサボった。これは重大なことだ。弁護人の選任なしに身柄を拘束することは法律で禁止されている。「〇〇弁護士会の弁護士」という選任はできるし、連絡先がわからぬなら警察は八方手をつくしてすみやかに調べ、**知らせる義務を負っているのだ。**

我々も完黙の闘いにかちぬくために**弁選の仕方は正確に覚え**、何度も要求して妨害と闘おう。

■劣悪な食事―差入れ受取れ

釈放者の報告より、ある日の食事。朝、昼パンとミソ汁、夜タクアン二切、福神漬三切とゴハン一ぱい弱。他の署も似たりよったり、おソマツな限りだ。野菜、果物、タンパク質その他食料の差入れをどんどん認めさせよう。妨害があったら**その場でセンターへ電話を！**共に差入れかちとろう。

■狭山差別判決を恫喝につかう

三一日、高裁寺尾は万人の怒りの中で石川氏に無期懲役の判決を下した。警視庁の悪質公安係官は別件逮捕中のある被疑者にむかってさっそく「別件逮捕は違法じゃない」「いくら人を集めたってダメだ」と放言した。石川氏は青天白日無実であり警察の一切の捜査こそ「有罪」だ。

弾圧の実態

一〇月一〇日　凶準（七三・九・一四～一五神奈川大）令状一名、公妨等（一〇・一〇三里塚現地闘争）九名
一二日　殺人未遂・凶準（八・二七上野駅）令状一名
一三日　公妨（毎日新聞社・韓国報道抗議）一名、軽犯（ビラハリ）二名
一六日　暴力行為（札幌シャクシァイン像）令状一名
一七日　公妨・傷害一名、凶準・暴力行為・傷害（九・二八駒沢大民青告訴）令状一名、住居侵入・傷害（七三・五・一五毎日新聞若松町販売所臨労闘争）令状一名
一八日　軽犯（ビラハリ）一名
一九日　建造物侵入・傷害・暴力行為・逮捕監禁致傷（八・二〇沖電気島添さん解雇撤回闘争）令状一名、銃刀法一名、軽犯（ビラハリ）二名
二一日　公妨・凶準・暴力行為（一〇・二一闘争）一〇名、暴力行為（シャクシャイン像）令状二名
二三日　暴力行為（シャクシャイン像）令状一名
二四日　公妨・傷害（三里塚測量阻止闘争）一名、殺人（九・一四～一五神奈川大）令状再逮捕一名、暴力行為（シャクシャイン像）令状一名
二七日　公妨（朝霞自衛隊パレード粉砕闘争）一六名、凶準（宇都宮・社青同大会）七名
二八日　傷害・暴力行為（七三・四・一二赤羽病院理事長団交）令状二名、爆取（RG爆弾）令状一名
二九日　建侵・凶準・暴力行為・傷害・公妨（狭山差別裁判糾弾高裁闘争）五名
三〇日　軽犯（凶器かくしもち）一名、銃刀法（日本赤軍関係強制捜査時＝別件逮捕）一名
三一日　凶準・暴力行為・傷害（九・二八駒沢大民青告訴）令状一名、公妨、傷害、軽犯等（一〇・三一狭山差別裁判糾弾デモ）九名

☆一〇月にセンターで扱った逮捕者延べ八二名

フレームアップ解体！爆取弾圧粉砕！刑法改悪阻止！

10.26反弾圧集会に420名結集

「個々」の「悪戦苦闘」が結実！

「……ひとつの敗北は、必ずもうひとつのフレームアップ事件の敗北へと路をひらいてしまう。ひとつの勝利が、もうひとつの勝利につながっていく構造をつくらねばならない。……フレームアップ弾圧、爆取弾圧の経験を共有化し普遍化し、大衆化していくこと、そのことによって第二、第三のフレームアップ、不法なフレームアップ性に満ちた爆取弾圧を阻止し、現存する弾圧構造の基盤を根っこから掘りくずす作業を、それぞれの立場から進めていく必要がある……」（集会基調提起より）

実行委結成の意義

爆取弾圧と闘う救援会議の呼びかけに応え、実行委は、九月二十五日以来、二三の救援会の参加と六のオブザーバー参加によって形成されてきた。「個々」の「悪戦苦闘」の結実は、10・26集会に、三里塚青年行動隊（9・16東峰統一被告団）を始め、さまざまの領域で、国家＝警察権力の弾圧に抗している人々七十数団体四百二十名を結集し、圧倒的な反弾圧の砦として会場を埋めつくした。基本スローガン三点を軸にした実行委の四回にわたる討論の深化と、各救援会の集会統一レジュメに対象化された自己検証にふまえ、ステッカー三千枚、大衆的ビラ五万枚の協同した情宣活動は、10・26集会参加者の重層性を保障し、各救援会の「悪戦苦闘」を熱い連帯で結んだ。

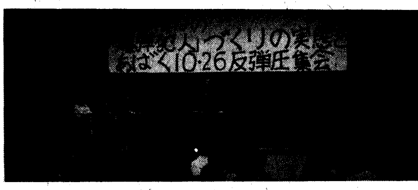

「三菱重工」「パリ・ハーグ」「三井物産」の「事件」を契機として、国家＝警察権力の弾圧が、超エスカレートしているただ中で、新たな謀略弾圧を許さない反権力・反弾圧の反撃をめざし、10・26集会は貫徹された。予防反弾圧運動へと、個別の教訓を普遍化させんとする私たちの意志は、それゆえに緊迫した情況を、真向うからつき破っていくものとして、実現された。四時間にわたる集会は、ひとつひとつの発言それ自身が内在する弾圧との対峙の貴重な個有の内実であることによって、総体として〈フレームアップ解体！爆取弾圧粉砕！刑法改悪阻止〉の闘う方向性を、集会参加者全員の任務として鮮明にした。

今後の課題

実行委は、集会終了後、さらなる共同の課題――集会にいたる組織過程（討論過程）そして当日の発言内容の検証――において、継続される。それは同時に、各救援会の生成史にふまえた公判対策・獄中対策として強化され、救援戦線の最深部に、10・26を教訓化することとしてなしとげられていくであろう。とりわけ爆取弾圧と闘う救援会議にとって、「土田・日石」統一救援会の集会不参加問題は、10・26集会不参加にとどまらず、救援会議の組織性と、反爆取の闘いの全的検証を、火急の任務として刻印したといえよう。集会実行委への参加はともかく、前日（二四日）井上清志君の保釈をかちとった統一救援会に、実行委は集会での発言要請を申し入れた。だがしかし、発言も又、拒否された。爆取弾圧と闘う救援会議の呼びかけによる実行委員会方式によって、何とか〈フレームアップ解体・爆取弾圧粉砕〉の戦線を、強化・拡大せんと努力しながら、「土田・日石」事件にかけた国家＝警察権力の大フレームアップと、そして確実に裁判闘争で、その謀略をうちやぶりつつある現状を集会で報告しえなかった問題の所在を今後実行委は切開していかねばならない。むしろその意味で10・26は出発点であるといえよう。再び個々の「悪戦苦闘」に回帰した各救援会が、10・26でつかみえた国家＝警察権力の弾圧の構造を、個別の弾圧にとりこみ、具体的かつ持続的な反撃をいかように展開していくか、10・26はそれによってはじめて、反権力・反弾圧の砦として打ち固められる。

他方、事件別・課題別救援会と地区救援会の有機的関連の問題、さらには三点目のスローガン〈刑法改悪阻止〉に関する掘り下げの限界等々――10・26は、なおもいくつかの深刻な問題を残した。実行委は、さらに討論を持続し集会報告集・総括集の作成をめざし、いっさいの問題の所在を明らかにし、個々の反撃とともに、集会を創出せしめ、集会を実現させた私たちの協同の意志において、闘いぬいていくであろう。

私達の連帯は、具体的な権力への反撃に拠り、私達の協同性は、持続的な反弾圧の日常に拠る。あらゆる困難は、必ずや私達の市民社会最深部での国家＝警察権力を逆に包囲していく闘いとして打ち砕かれていくであろう。

〈集会プログラム〉報告

――経過報告（10・26集会の課題について）実行委

I 無差別テロルの構造

(1)捜査――ウニタ書店への違法押収――ウニタ書店店主

(2)逮捕・取調べ――別件逮捕・自白ねつ造――総監公舎被弾圧者

(3)裁判・判決①司法権力によるフレームアップの補完――71年11・10沖縄ゼネスト「殺人罪」でっちあげを許すな――松永優②爆取違憲――報復と圧殺の論理――爆取弾圧と闘う救援会議・上告闘争委

II 支配に抗する〈正史〉

(1)栃木県下高校生連続爆弾「事件」――分断・支配に抗して――爆取弾圧と闘う救援会議

(2)釜ケ崎地区への爆取・でっちあげ弾圧との闘い――釜ケ崎爆取救援会

――獄中よりのアッピール二名――緊急アッピール

①川島豪氏に対する保安処分の先取り弾圧を許すな・即自保釈をかちとろう――反米愛国救援会

②近藤有司氏の保釈に関するアッピール――関西爆取弾圧と闘う救援連絡会議

III 七〇年代治安弾圧との闘い――基調提起にかえて――実行委

IV 発言

①戦前の治安弾圧と予防拘禁そして戦後フレーム・アップ弾圧――志賀義雄

②反弾圧救援運動の直面している問題と刑法改悪阻止の闘い――水戸巌

――会場から、「富士高校放火事件」――加納君を守る会

V むすび――10・26集会実行委

10・26集会実行委員会

爆取弾圧と闘う救援会議　総監公舎事件被弾圧者「虚構解体」活動者会議　ミットの会　反米愛国救援会　刑事特別法研究会　破防法弾圧と闘う会　破防法弾圧と闘う会（左派）　黒ヘルゲリラ戦士六判対策委員会　関西爆取弾圧と闘う救援連絡会議　（準）大阪市大Y君救対　釜ケ崎爆取救援会　松永優君を守る会　破防法と闘う会　獄中者組合（準）　「北熊本自衛隊」爆取裁判闘争を支援する会　法制審粉砕実行委員会　山谷救援会　荒川救援会　町田救援会　中野救援会　文京救援会　埼玉救援連絡センター　救援連絡センター（オブザーバー参加）　小金井4・26救援会　宇都宮大学救援会　加納君を守る会　早大刑法研究会　連合赤軍公判対策委世話人会　愛知救援センター

なお次回実行委は、一一月一九日参加救援会の総括レジュメ提出によって討論される予定。

獄中者組合への弾圧許すな

大阪拘置所当局と面会

昨年一二月獄中者組合結成が呼びかけられてから、刑務所・法務省は、この事実が獄中の仲間達に知らされることを様々に妨害している。獄中者組合の名が記されていれば、ただちに差し入れさしとめとする刑務所のやり方を支えるものは何か。大阪拘置所当局と関西救援連絡センターが面会した時の報告が届いたので、以上紹介する。

大拘側出席者　橋根教育課長　高松保安課長

ぬりつぶしの根拠について大拘の回答

ぬりつぶしは監獄法三一条、施行規則八六条及び四二年通達による。運用通達によれば、ぬりつぶしの規準は①刑務事項をとりあつかったもの、②所内秩序のびんらんをあおるもの、③規律を害するもの――拘留目的に違反、④獄内闘争をあおるもの。

これらの判断は、おたがいに討議して決めるが、最終的責任は所長にあり、所長の裁量による。読ませるかどうかは、施設内の状況、まわりの状況によって変わる。

獄中者組合よびかけ差入れ禁止について

獄中者組合のよびかけ自体が規律に違反する。よびかけによって規律違反行為につながるから。獄中者組合結成自体違法である。監獄の設定目的に違反する。規律をみだすおそれがある。

〈関西救援連絡センターとの質疑応答〉

（関西救援連絡センター）法律にもとづかない規制は違法ではないか。

（大拘）営造物管理権にもとづく。

（関西QC）獄中者組合をとりしまる法律はない。

（大拘）法律の条文なくても法の解釈上できる。

（関西QC）無罪の推定されている人達の権利を制限するのはどういうわけか。

（大拘）獄中者組合を作ってやることは交通権を認めることになり、それが秩序をみだすことにつながる。

（関西QC）交通権は認められているのではないか？

（大拘）交通権といったのはとり消す。

（大拘）組合結成のよびかけがなされてから、いろいろの違反がおこってきている。

（関西QC）どういう行為があったか。

（大拘）作業拒否、点検拒否。

（関西QC）どういう形で組合が違法という統一見解が出たのか。

（大拘）法務省から。各刑務所、拘置所からも同じような見解が出されており、大阪拘置所の判断を法務省にあおいで確認をとった。

（関西QC）規律違反の範囲は？その線はどのようにして引いているのか？

（大拘）秩序の破壊につながるかどうかだ。それが波及しないうちに予防する。――以下略。

このやりとりの中にあらわれている考えは、在監している人達の人格さえ認めようとしないものである。獄中者には、見るな！聞くな！話すな！動くな！の生活をおしつけ、その根拠を刑務所の管理運営上の問題としているのだ。一切の権利を奪う者に対し、団結し闘うことは、あたりまえのことであるはずだ。獄中者組合への弾圧を許すな！

汜濫　一〇〇円
獄中者の闘いの報告

アパートローラーに逆ローラーを

最近、さまざまな口実をもって警察による個別訪問が行われています。おどし、すかしのあの手、この手。ちょっとくらいは話した方がいいのではないか。私は何も悪いことはしていないのだから。へんな疑いをもたれてはこまる……つい不安にかられて応じてしまう。それが奴等のねらいです。「お引きとり下さい」と一言。ピシャリと決めて、こちらが応じない姿勢をはっきりと示すことが肝心です。

不当検問、職務質問、聞き込みなどおおいに経験を出しあい、反撃していこうではありませんか！

Aさんの報告

聞き込みに抗して

先日一二時半ごろ、県警のデカがやってきて（それも初めはセールスをよそおって）、応対した母親に警察手帳をつきつけて、「Aさんいらっしゃいますか？」と聞いたのだそうです。とっさに母は寝ている僕のことを言わずに「出かけている」と言ったそうです。するとデカは「最近中核と革マルの『内ゲバ』事件で多くの死傷者が出ている…どうもA君は活動をしているのではないか」などと根も葉もないことを言って、「最近は中核派も革マル派もシンパをねらっている。いつあなたのお子さんがねらわれるとも限らない。警察は利用すべきです。この前も何年か前に組織を離れた人がやられた」などとおどしをかけ、母親から、最近友人から電話はかかって来ないかとか、手紙はとかいうことをしきりに聞き出そうとしたのです。

僕はこの頃、眼を覚まして、部屋で男の話を聞いていたのですが、母親に誘導尋問をしかけているのに気づき、どうしようかと考えたすえ、ドアを開けてデカに面と向って（するとニクラしいことにニヤリと笑う）、だいたい黙って入ってくること自体が不当であり、あなたに話す必要は感じないし、すぐ出ていくようにと言ったのですが、「私はあなたのお母さんに最初から県警であるとは言わなかったが、お母さんは家に入れてくれた。そう早く帰るわけにはいかない。それに本人が居るのだし」といけずうずうしくも居直り、「男同志でお茶でも飲みながら話さないか」などと言い、さかんに僕を家の外へ誘おっとし、母に灰皿を所望し、タバコを吸いはじめ、母が台所でよせば良いのに、麦茶などついでいるすきに、「君は活動家だろう！実を言うと昔から君のことは良く知っている」とか言って、「質問に答えれば君の疑いは晴れる」とか、「身のあかしはたててほしい」などとほざく。

本来の目的の『二人で話す』ということを基本的に拒否したために、引きあげる際に、「いつまでも吐かないと革マルにいつ襲われるかもわかりませんよ。こちらとしてはその後の処理さえやりゃあ良いのですから」と露骨に言い放ち、さらには「居る日を確かめて資料を持ってきます」等と言って帰っていったのです。

この日の夜、早速高校時代の友人宅に電話をしたところ、彼の母親宅にもデカが来て、今度は「文世光」のことでと、彼（友人）のことを根ほり葉ほり聞いたそうです。彼にしても僕にしても、全く党派の活動家などとは全くもっておこがましく、いわんや「文世光」とは全く関係のないことは明らかです。だいたい考えるに、集会に行こうが、新聞を読もうが、どうしてそれが違反になったり、眼をつけられたり、活動家と目されたりするのでしょう。

あのデカはこう言っていました。「君は集会に行ったり、新聞を読んだりしているそうだが、それが本当ならそれ相応の対応をしなければならない」と。とんでもないデッチあげもほどほどにしてほしい。第一新聞にしても僕は「赤旗」だって「解放」だって「公明新聞」だって、時には「防共新聞」や「生長の家」だって読むだろうし、それをとやかく言われるすじあいは全くない。

デカに決めつけられるなどという必要はないばかりでなく、彼らに茶をくれてやったり、灰皿を貸してやる必要どころか、口もきいてやる必要はないのだと思うのです。（その点では完全に失敗したことは今回の教訓で言えますが）

こういうように権力の衣を借りてガタガタ言ってくるデカに新たに怒りを感じ、土足で家にあがり込んでくるようなデカに、彼らに調べられるすじあいのものは何一つとしてありはしないということを明らかにして、自分も今後を見すえて非力ながら取組んでいこうと考えます。

9・3　A

以上は「神奈川救援センターのニュース（10・1号）より引用しました。紙面の都合で全文載せられないのが残念です。（編集部）

三里塚

野戦病院の昨今

現在の野戦病院（左）、右手前は建築中のふろば

東峰から、鉄塔近くの朝倉に移って一年たちました。わずかの人手で、少しずつ片付けたり整えたり……古材を手に入れて、やっと風呂場を作り始めました。冬前に完成するはずです。

駒井野から東峰を経て朝倉へと設立以来三年半、水道がなく、汲み水で過し、今度、青年行動隊有志等の労力奉仕で、井戸堀りが実現しました。まだ、ポンプの都合がつかず、配管もしていないのですが、六八メートルのボーリングは完了し（ここは土地が高く、大変な作業になりました）、ついに、蛇口をひねれば水の出る暮しになるのだ、と一同ワクワクしています。負傷者の出た時にも、ぐっと安心です。

最近の日常は、

常駐　一名。**花嫁募集中**（容姿、年令、学歴、経験不問？）

通い　医師一名。はり、漢方研究中。

ノンセクト数名。雑用一般。

弾圧にめげず、楽しく暮しています。医師等人手、カンパ募集中。ポンプ等々の為にも、新たなカンパをお願いします（原価で、合計一五万円ぐらい）。

それに、きっかけがなくて、まだ三里塚へ来たことのない方等々し、ぜひ来てみてください。時と場合によっては、人定訊問をされるかもしれませんが、各人、自分の立場で頑張りましょう。

七四年一〇月

住所　山武郡芝山町朝倉　四六〇の二

お知らせコーナー

11・23子育てを考えるシンポジウム

▼日時　一一月二三日朝10時～夜6時

▼会場　中野区桃園出張所二階和室（国電中野駅南口より徒歩三分）

▽主催　シンポジウム実行委員会（「交流」編集会議・☎385・二二九三）

▽内容　①子育てと女解放の関係をどう考えるか？　②今の保育行政は、どのような子・親・保母をつくるか？　③複数の父母は可能か？（各レポート30分。討論一時間半）

▽会費　一〇〇円

町田救援会の郵便物

最近、町田救援会あての郵便物が、どういう理由によるものかはわかりませんが、「あて先不明」として返送されるということがたび重なり、皆様に御迷惑をおかけしております。救援会は、郵便局に対して厳重に抗議しており、今後このような間違いはないと思いますので、引き続き左のところあてにお送り下さい。なお今後も郵便物が返送されてくることがありましたら救援センターあてにお知らせ下さい。

座間市座間郵便局私書箱二四号　町田救援会

日大闘争・高橋君裁判結審
高橋君は無罪だ
―中村君虐殺の事実を隠ぺイさせるな

日大闘争、高橋君裁判は、十月十四日高橋君の最終意見陳述が行なわれ、結審を迎えた。

救援既報の通り、右翼の鉄パイプ、丸太による武装襲撃が中村君の命を奪ったことを隠ぺイするために企てられたこのデッチ上げ起訴に対する裁判所の判決は、公訴棄却――無罪でなければならない。また、中村君虐殺の下手人、右翼の襲撃の事実をはっきりと認定したものでなければならない。

検察側は、最後まで、中村君虐殺の事実を、事故として扱い、高橋君の起訴に対しては「竹ざお＝兇準」として、懲役八月を求刑している。以下、検事のデッチ上げ論理を粉砕し、高橋君の公訴棄却・無罪を主張した弁護人最終弁論の報告を掲載する。

去る九月九日の高橋君裁判において、弁護人平賀睦夫氏によって最終弁論が行なわれた。

まず、平賀氏は、「日大当局、古田等の不正、腐敗こそが一切の原因である」点を強調し、基本的な問題点を次のように提起した。

「本件はいうまでもなく日大闘争の一環としての被告人らの行為に関するものであるが、日大の状況が当時（もちろん、これは現在でも何ら改革されず、むしろ一層陰険な形で劣悪化されているのであるが）如何なるものであったのか、また大学当局と国家権力の癒着が治安維持の名のもとに如何なるものであったか、そのことを抜きにして本件の正しい判断は行なわれ得ないのである」

二月二五日の「兇準」デッチ上げについては、まずビラくばりという行為が、基本的、日常的な思想表現の手段であり、それに対して、右翼体育会系学生の計画的襲撃がなされたという事実、そして、それによって、中村君の生命が略奪された事実を強調し、「誰が加害者であり、誰が被害者であるかは事物をすなおに客観的に見る目があれば、幼児でも明瞭なはずである」と述べた。つづいて、今までの公判でなされた多くの証人達の証言（警察官、日大学部職員、右翼加害者、現場付近の人、全共闘側学生、そして高橋君本人など）を総合、分析しながら法廷で明らかになった二・二五の事実経過を整理・要約した。

公判で明らかになってきたことは、七〇年当時「中村君虐殺糾弾委員会」が調査したことがほとんど間違いなかったことを証明するものだった。つまり、加害者右翼若女井、中島らは、府中仮校舎で駅に全共闘が来たという「いち早い通報」を（佐子の電話又は学校職員のトランシーバーを通して）受けとり、校舎を出るときからすでにかけ足で、「やっつけてやろう」という明瞭な加害意志をもって出発し、途中の工事材料置場で鉄筋棒や丸太を「窃取」し、そしてかけ足で駅前にさしかかり、全共闘学生に襲いかかったということ。そして、倒れた中村君を足蹴にしたのが若女井であり、中村君の看護に当っていた全共闘学生からヘルメットを奪いとって足で踏みつけ、ひびを入れさせたのが中島たちであったこと、等が明らかになったのである。平賀氏は弁論の中で、中島孝に対しては偽証罪の告発も考えていることを表明した。

検察官の論告については、「共同加害目的の有無」「竹竿の兇器性」「兇準不成立」「被告人指導者論」等について徹底的な反論を加え、検察官の主張が、常識的にも、かつ法律的にも、白を黒と言いくるめる悪質な詭弁であることを論証した。そして高橋君の無罪を主張し、なおかつ、本来公訴そのものが棄却されるべきだと述べた。

警察・検察のデッチ上げをしりぬぐい
松永裁判判決
松永君怒りこめ　ただちに控訴

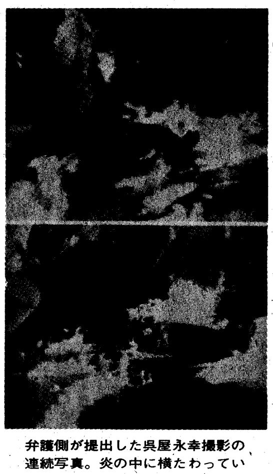

弁護側が提出した呉屋永幸撮影の連続写真。炎の中に横たわっている人を見て、写真右端を松永君が走り寄って行き（写真上）、機動隊員の腕を把んで炎の中から救出した（写真下）。

松永裁判は三年近くの闘いを経て、去る一〇月七日、その一審判決が下った。我々はこれまでの闘いを想い浮べ、無罪を克ちとるものと確信していた。だが、判決は傷害致死を認定して懲役一年、執行猶予二年という、全く不当・反動的な判決を下したものである。

この事件はご承知の通り、一九七一年一一月一〇日、沖縄において返還協定に反対する「11・10ゼネスト」が行なわれ、そのデモの衝突の際、一人の機動隊員が火だるまになって死亡するという事件である。これに端を発して、権力はこの「死」を悪用し、復帰半年前の盛り上りをみせた沖縄の大衆運動の圧殺に乗り出したのである。

警察は連日マスコミを使って「過激派＝殺人犯」というキャンペーンをはった。その中で事件から一週間後、紅型染色の勉強にやってきた松永優君が、琉球博物館の中で殺人容疑で逮捕された。二三日間の過酷な取調べ、そして否認のまま、『被告人はかねてより警察権力に反感を抱いていたものであるが、氏名不詳の者数名と共謀の上……』という、全くズサンな起訴状をもってこの11・10ゼネスト松永裁判が始まったのである。

二年七ケ月、二〇回に及ぶ公判を経て、弁護側の無罪の反証の確実さに対し、検察側の立証は破綻をきわめた。

起訴され、裁判で争われているところは、松永君が火の海の中に倒れている機動隊員を、そこから引き出して踏み殺したのか、それとも引き出して消火、救助をしたのか、という一点である。これについて裁判所は、全面的に弁護側の主張を認め、「消火行為であった」と判示したのである。しかしそれより前の時点で、機動隊とデモ隊のこぜり合いの中で、松永君が一度機動隊員を蹴ったことについてのみ、傷害致死で「有罪」判決をしたのである。

このような訴因（争点）以外のことをもって、しかも検察官でさえ「間接証拠でしかない」と言っているこぜり合いを、強権的な職権をもって独善的に「有罪」判決を下したのである。

我々は怒りを禁じ得ない。我々がこの三年間必死で闘って来たところの、警察・検察のデッチ上げ糾弾というホコ先を見事にかわされてしまったからである。この不当極まりない、司法反動化の恐しさは、警察・検察のデッチ上げの尻ぬぐいをし、さらに上塗りをする機能として裁判所があるということを如実に示しているからである。

事実が事実としての重みをもって通用する世界ではなく、法廷とは、その支配権力の陰謀が色濃く反映するところなのだ。検察のデッチ上げが明るみに出されそうになるとそれを庇護し、「11・10ゼネスト圧殺・警官殺しの報復弾圧」として、何としても「犯人」を挙げなくてはおさまらないという権力のメンツと支配構造の最後の弾圧装置として裁判所があるということを、幻想を排してキモに銘じておかなければならないであろう。

加えて、この判決の恐しさは単にこの事件だけでなく、デモンストレーションなど大衆運動の中で「公務」などという生やさしいものでなく、権力は容易に「傷害致死」「殺人」という重罪を適用できるということをあらわしている。その上に、期を同じくした民衆への無差別弾圧、フレームアップ弾圧と闘う各戦線への影響を考えると、重大な意味を持つと言えるであろう。

我々は怒りをもって控訴をした。三日遅れて検察側も控訴をした。読者諸氏に訴える。このデッチ上げ殺人罪弾圧、「冬の時代」に対して、共に闘ってゆこう。

☆連絡先
鎌倉市長谷3―12―19伊志良博方「松永優を守る会」
☎〇四六七・22・三三〇七

公判日程　連帯の傍聴を！

11月9日（土）　◆コーズマイト・川島公判（13時　東京）
11日（月）　◆北熊本爆取・木下君（13時　東京）◆コーズマイト川島公判（13時　東京）
12日（火）　◆69年11月22G（10時　東京）◆三里塚9・16東峰十字路（13時　千葉）◆沖青同国会内決起（13時　東京高裁）◆70年6月安保決戦（高裁）◆
◆「土田・日石」中村隆治公判（13時　東京）
13日（水）　◆総監公舎統一組（13時　東京）◆69年ピース缶統一組（13時　東京）
14日（木）　◆大菩薩破防法裁判（13時　東京）◆69年10・11月安保決戦22G（10時　東京）◆M48戦車阻止（10時　横浜）◆北熊本爆取・白井、杉浦、岩崎君（10時　東京）
15日（金）　◆東大控訴審・法研6G（10時　東京高裁）◆矢島一夫公判（13時15　東京）◆2・6中野駅事件
18日（月）　◆9・14〜15神大事件（10時　横浜）
19日（火）　◆勧銀事件・近田公判（14時　東京高裁）◆三里塚9・16砦周辺（13時　千葉）◆連合赤軍・青砥公判・判決（10時　東京）
20日（水）　◆4・28破防法（13時　東京）◆69年ピース缶統一（13時　東京）◆73年11・19早大図書館占拠闘争（10時　東京）
21日（木）　◆総監公舎・二瓶控訴審（13時30　東京高裁）
◆犯人隠避・森谷控訴審（10時30　東京高裁）◆東大控訴審安田15G（13時30　東京高裁）◆連合赤軍統一（10時　東京）
22日（金）　◆5・14東大教養部事件
25日（月）　◆「土田・日石」榎下・松本（13時　東京）◆三里塚第二次統一（13時　千葉）
26日（火）　◆黒ヘルゲリラ戦士・菊池・西巻君（13時　東京）
◆横田・厚木連続基地爆破闘争（13時　横浜）
◆「土田・日石」中村泰章公判（10時　東京）
◆セキナ闘争（10時　東京）
27日（水）　◆米子M作戦（10時　鳥取）
29日（金）　◆総監公舎・統一組（13時　東京高裁）◆69年ピース缶統一（13時　東京高裁）
12月2日（月）　◆北熊本爆取・白井・杉浦・岩崎君（13時　東京）
3日（火）　◆宇都宮爆取・判決（10時　宇都宮）◆「土田・日石」榎下・松本君（10時　東京）◆71年11・14沖縄（東京高裁）
4日（水）　◆「土田・日石」坂本勝治君（10時　東京）◆三里塚第一次統一・松崎関係（10時　千葉）◆三里塚第一次統一3・31デモ関係（13時　千葉）◆青柳さん・旅券法（11時　東京）
5日（木）　◆9・14〜15神大事件（横浜）◆大菩薩破防法（13時　東京）
6日（金）　◆69年10・11月控訴審判決（東京高裁）◆69年ピース缶統一公判（10時　東京）◆三里塚9・16東峰十字路（13時　千葉）
10日（火）　◆横田・厚木連続基地爆破闘争（1時　横浜）◆三里塚9・16砦周辺（13時　千葉）
11日（水）　◆日大闘争・高橋君判決（13時　八王子支部）

裁判ミニニュース

北熊本爆取分離裁判に判決

三菱重工ビルに時限火炎ビンを仕掛けたということで、放火未遂罪、熊本市の陸上自衛隊基地のそばで鉄パイプ爆弾を破裂させたということで爆取違反などで起訴されていた河野英雄君に、一〇月二四日西川潔裁判長によって判決が出された。犯行を反省しているとして懲役三年、執行猶予五年（求刑懲役七年）の判決。なお、河野君は分離で裁判を受けてきたもので、他の被告四名は、統一で裁判中。

糟谷君付審判審理いよいよ始る

糟谷孝幸君虐殺事件の告発付審判審理は、七一年九月に付審判請求をして以来、二年九ケ月を経て六月一四日に当事者公開の限定つきだが、第一回審理が行われた。

この日は弁護士五名の他、付審判では初めての非弁護士請求人の加瀬さんが審理に立ち合った。しかし、弁護士でない者は、尋問はできず、立ち合いのみという不当な制限を行っている。審理内容については、当事者以外公開できないということになっており、審理内容を知ることができず残念だがこれからトコトン権力犯罪の追求がなされるだろう。

朝霞事件・犯人隠避　春日原記者有罪

朝霞事件で、菊井被告に、「逮捕が近いから逃げろ」と逃走を勧め逃走資金一万円を渡したとして犯人隠避で起訴されていた週刊誌「プレイボーイ」の春日原記者に、一〇月二九日午後一時浦和地裁で開かれた裁判で、懲役八月、執行猶予二年の判決が言い渡された。

この判決で、石橋浩二裁判長は「捜査当局が菊井を容疑者として特定していなくても、取材者が相手を犯人であるかもしれないと認識して、犯人や犯人のグループに捜査内容や捜査の進展状況を漏らせば、結果的には相手が逃げなくても捜査、逮捕の妨害になり犯人隠避となる」という"犯人隠避"の解釈を不当に拡大する驚くべき判断を示した。この判決は、マスコミ統制を企てた警察の狙いをそのまま追認したものである。

警察のデッチ上げのしりぬぐいをし、出版物押収のため警察のいいなりに令状を出す「司法の独立」などどこかにいってしまった裁判所の姿がここにも現われている。

4・28破防法裁判
求釈明核心部分に迫る
弁護団の追及に沈黙する検事

4・28破防法裁判は、求釈明の各論段階に入った（十月十六日）。求釈明の十三項の求釈明事項は、いずれも破防法が法たりうるか否かの核心に触れるものであり検察官はへたに答えれば命とりになると口頭の再求釈明から一切逃亡してしまった。以後の法廷で弁護団の追及はこれを逃がさないであろう。

求釈明事項（要旨のみ）

第一　刑法は煽動は処罰しない。しかるに破防法第40条は、政治上の目的をもってする煽動を処罰するのであってその可罰性において「政治上の目的」が占める役割はきわめて大きい。そこで

一、起訴状記載中「政治上の目的」に当る部分を特定せよ。

二、その余の部分はいかなる趣旨において記載されたのであるか。

三、右の「政治上の目的」は被告人らの演説内容に存するか。それはどこか特定せよ。（四、略）

第二　「煽動」につき破防法は「特定の行為を実行させる目的をもって文書図画又は言動により人に対しその行為を実行する決意を生ぜしめ……るような勢のある刺激を与えることをいう」と定義し、「特定の行為を実行させる目的」を必要として、旧治維法に関する判例に比しある程度限定している。

一、公訴事実において「特定の行為を実行させる目的をもってする煽動」に当る分を特定せよ。二、略

三、さらに「特定行為を実行させる目的」に当る部分を特定せよ。

四、五、（「人に対し」「勢のある刺激を与え」の特定を要求）

第三　検察官はこれまで「破防法第二条の指針に反して同法40条を解釈して公訴を提起したとすれば無罪となる場合がある」と釈明したが、

一、「同法二条の指針に反する」とはいかなる意味か。

二、公訴事実は、同法第二条の「公共の安全」が現実に侵害されたという意味であるか、あるいは単にその危険が生じたというのか

三、単に危険が生じたというのであれば危険が具体的に生じたのか。もし危険が抽象的にすぎなかったとすれば、検察官はなぜ同法第二条の指針に反しなかったと判断したか。

四、「公共の安全」を侵害危険ならしめたとする部分を特定せよ。

真岡爆弾事件
重罪不定期刑の論告

【宇大救援会発】今年二月に、警察署など六ケ所に爆弾を仕掛けた「事件」で「爆取」で起訴された真岡農業高校生五人に対する論告求刑公判が一〇月三〇日宇都宮地裁で開かれ、B、C君に五〜一〇年、G君に三年六ケ月〜五年、D、E君に二年〜四年の重罪不定期刑がそれぞれ求刑された。

検事水上は、①すべての爆弾が爆発する状態にあったので爆取一条の「爆発物」に該当するとし、②少年たちの犯意は十分に認められ、目的は明らかであり、共謀共同正犯であると論告した。これに対する弁論は、教育、農業問題を展開しつつも、「被告たちは現在の社会体制に不満をもち……」という論告に抗するものではなく、情状裁判という線を一歩も出るものではなかった。

次回、判決公判
一二月三日　午前一〇時〜

三里塚カンパ会計報告

10月分　24,300円
総　計　1,845,029円

三里塚カンパは，「青行隊裁判勝利！」のために，1973年12月に救援連絡センターが呼びかけたものです。総計は，それ以来のカンパの総計です。

第二回刑法改正保安処分に反対する全国集会

●発言者　柏木博（二弁会長）西沢隆二（予防拘禁体験者）野坂昭如／猪俣浩三／野末陳平（交渉中）他
●と　き　十二月五日（土）午後五時
●ところ　社会文化会館（地下鉄有楽町線永田町駅下車）
主催　百人委員会

救援連絡センター強化のための緊急アピール

「救援」の紙上で、毎号詳細な会計報告を掲載している。どれだけの読者が関心をもってくれるかと、実は心細いかぎりであった。六六号に「今月三〇万赤字」の訴えがみのって、本号報告のように三万円の赤字に止った。

今迄センターの会計報告をみると、闘争の盛上る時は勢いカンパも上昇する。それが人民の力だと信頼してはいるものの、常時財政が確立し、平均的に予備費が積みたてられるという状態でないと、一度大闘争があった場合一人の重傷者の生命にかかわることにもなりかねない。救援連絡センター本来の仕事を全うする為にも、財政の問題は重要課題のひとつである。前回の運営委員会において協力会員及び「救援」読者を、一人が一人を紹介する運動を軸にすえ、購読料の全回収、出版活動など具体的方針を討論した。

「刑法改悪」阻止にむけて、今全国的運動が拡がっているとき年末にむかって、年末一時金カンパを訴え、人民の総力によって反弾圧救援の基盤を確固たるものにしよう！

一、救援紙代の完納を！
一、恒常的なカンパを！
一、年末一時金のカンパ集中を！

年末一時金をセンターへ！
振替東京105440

島田事件

赤堀さんへの障害者差別に基づく冤罪死刑確定を覆せ

身に覚えのない久子ちゃん殺し事件の殺人犯に権力によりデッチあげられ、最高裁で死刑が確定し獄中より二十年間無実を叫び続けてきた赤堀政夫さんの再審要求の最終尋問が、来たる十一月、仙台刑務所にて行なわれます。十一月十九日は、京大の鑑定医上田証人尋問、二十日は死刑確定者の直接尋問という、裁判史上異例な、赤堀さん本人への尋問が行なわれます。

幼児誘かい事件発生（昭29年）

島田事件は、昭和二十九年、静岡県島田市で起きた、久子ちゃんという当時六才の幼児の誘かい殺人事件で、警察の精神障害者に対する差別的な見込捜査により、無実の赤堀さんが殺人犯にデッチ上げられていった、差別裁判である。三月十日、幼稚園でお遊戯会があり、晴れ着をした久子ちゃんが、若い男に連れさられ夜になっても帰ってこないので大変なさわぎとなった。三月十三日、島田市をあげての大捜査の結果、久子ちゃんは、市郊外の雑木林から、胸を殴打され陰部をいたずらされた姿で死体となって発見された。

当時、静岡県では、幼児に対するいたずら、暴行事件が相次いでいて、いっこうに犯人を逮捕できない警察に、非難が集中していた。百名近い大捜査陣をもって、部落、変質者、婦女暴行前科者、精神薄弱者、精神障害者等々に対する、予断と偏見に満ちた犯人洗い出しが始まった。二百人以上の容疑者が調べられ、数名の自白者が出たが、自白者には皆、アリバイがあり逮捕に踏み切れなかった。無実の者が数名自白させられた点をみても、捜査がいかに強権的に行なわれたかがわかるであろう。

赤堀さん逮捕と障害者差別

五月二十四日、岐阜県を浮浪中に不審尋問を受け、島田事件を知っていた巡査により別件逮捕された赤堀さんは、「島田事件解決す」と騒ぎたてるマスコミの待つ島田に移される。マスコミは、赤堀さんを犯人ときめつけ、戦後の混乱期の犯罪歴、脳まく炎の後遺症の精神薄弱、分裂症での入院歴、現在の浮浪生活を大々的に報道し、「赤堀政夫ならあのような異常な犯行をやって当然だ」と、事件の残虐さに対する同情を、精神障害者、ルンペン・プロレタリアへの憎しみに転嫁し、赤堀さんを、相次ぐ幼児暴行事件のいけにえとして犯人に仕立て上げていった。二十六日一度は釈放するが、二十八日再逮捕し、トイレに行かせない等々の拷問を赤堀さんに加え、「自分達の言う通り書けば、許してやる」と万年筆を握らせ、自白を強要し、三十一日、「犯行」を「自供」させてしまう。

翌日、自白のみでは不安な警察は、事件後八十数日たって、事件現場から唯一の「証拠」である石をデッチあげる。しかし、三月十三日のシラミつぶしの現場捜査のときに発見されず新聞社等の現場写真にも写っていず、そのような大きな石は付近には全くないのだ。これは、捜査本部が百日本部として発足したので、解散を間近に控えあせった警察が、何としても赤堀氏を犯人に仕立て上げようと、彼に強要した自白に合わせて石を用意したためなのだが、警察には致命的なことに、証拠の石では、どのように打とうとも久子ちゃんの胸の傷跡がつかないことがその後の鑑定で明らかになっている。

また、現場に残された犯人の足跡と、赤堀さんの足跡とが違うことが、その後の調査で判明したことに恐怖した司法権力は、足跡の石膏の隠滅をはかり、警察権力と一体となって暗黒裁判を強行した。

最高裁で死刑確定

そして三十三年五月、赤堀氏の無罪を立証する部分は、彼は精薄だから信用できないと露骨な差別意識で切り捨て、警察が強要した部分は、信憑性が高いとして静岡地裁は、赤堀さんに殺人等で死刑の判決を下す。「私は殺っていない、カワイソウな赤堀政夫をタスケテ下さい」と獄中より無実の叫びを訴え続ける赤堀さんに対し、東京高裁への控訴は棄却され、三十六年一月二十六日、死刑は確定してしまう。

その後、事件当日宿泊したと公判で述べた横浜の戸川神社が発見されたが、現場検証を、赤堀さんは浮浪中なので歩いたところを、車で行ったため、赤堀さんが間違ってしまい、相変らず自白書を唯一の証拠として再審要求を棄却し再審制度が、司法の権威を守り通す最後の砦にすぎぬことを静岡地裁は自ら暴露する。

赤堀さんの無実を証明する有力な証拠は、先ほど述べた足跡と石の他に、九人の犯人目撃者の証言がある。久子ちゃんが連れ去られた幼稚園の近くに住んでいる六十五才のおかみさんは、警察での調書によると、「二十五、六才の男。色の小白い男で頭の毛は長く、油をつけて分けていて、勤め人風だった。親せきの人のように思った」と述べている。また、幼稚園で最後まで久子ちゃんと遊んでいた二人の級友も、頭の毛が長く油をつけて二つに分けている色の白い男と述べているし、久子ちゃんと知人の男の子も親せきの人のように見えたと述べ、久子ちゃんと面識のない赤堀さんの無罪を立証している。そして、一番有力な証言として、島田市民が常用している有料の橋の橋番がある。橋番の人は赤堀さんをよく知っていて、家に来たこともあるほどの関係だったが、事件当日久子ちゃんらしい女の子を連れた男が、橋銭をおかずに通り過ぎようとしたので、呼びかけたら振り返ったが、その男の人相は彼の知らない男で、土地の者ではないと思ったと証言している。以上のように、多くの証言では、頭の毛は油をつけ二つに長い毛を分け、小ざっぱりした服装で色白で勤め人風となっているが、このみなりを否定する証拠が、皮肉にも、赤堀さんが十二日泊まった大磯警察署の調書から出てくるのである。二人の取調べ官の証言では、人相について、何ヵ月も床屋に行ってないボサボサ髪で、頭はホコリだらけでくしなど入れない状態、無精ヒゲは生え放題で顔が日に焼け真黒で、垢だらけだった。風呂にいつ入ったかわからない垢じみた状態で、誰が見ても本職の乞食と思う風態だったと、多くの証言と全く反対の人相証言をしている。

事件当日は上野にいた

またアリバイについても、自白では、東京に一度も行っていず、三月六日から島田にいたことになっているが、三月七日には、東京にみぞれが降っていたという上申書証言は測候所が確認しているし、三月四日から上野で上映中の映画を知っていたり、上野駅横の公園付近の東宝の映画館の工事現場のようすを証言しているのだが、毎日現場の写真を撮っている建築業者に問い合わせてみると、整土ぐあい、建築状況、人夫数等三月八日以降のようすにピタリ一致するのである。三月九日に行ったと証言している古物商のようすも、犬、おかみさん、黒板等のようすが、三月九日に間違いないことを、古物商一同が証言している。

このような、赤堀さんの無実を立証する数多くの証拠があり、警察の証拠がデッチ上げであることが明らかであるにもかかわらず、司法権力が死刑に固執するところに、この差別裁判の本質がある。二度の再審要求棄却の理由は、唯一自白書に対する絶対の信頼のみなのだが、その自白書が拷問による強制誘導によって書かれたものと推定される幾多の痕跡があるにもかかわらず、これを証拠とする警察・司法権力一体となった差別性がある。強姦・殺人を認めれば無期か死刑ということがわかるはずなのに、自白したということこそ、警察が、いかに赤堀さんが軽い精薄であったということを利用したかを立証するのだが、判決文では、いたるところに「精薄で、日雇労務者だから犯罪を犯しやすい。殺害方法のような残虐なことは異常な人間にしかできない」等精神障害者に対する差別意識をふりまわす。「このような事件は、普通の社会に適応できない人物だからやるのだ。精神分裂症の遺伝的原因をもち、幼稚で、軽薄で、不安定で、自己中心的で……」等々、判決文の随所に見られる思想は、一切の社会的諸矛盾を個人に転嫁し、体制不適応者というかたちで抹殺していき、社会のいけにえにしていく保安処分思想そのものだ。赤堀さんを生きて奪還できるかどうかが、保安処分粉砕闘争の勝敗を決するであろう。赤堀さんを死に追いやることは、権力の保安処分攻撃を許してしまうことである。全ての保安処分戦線で闘う皆さんに、赤堀さんと共に共に闘いに立ち上がることを訴える。

無実の赤堀さん即時奪還！
死刑判決粉砕・再審獲得！
島田精神障害者差別裁判糾弾！
赤堀さんと連帯して、無罪判決を奪ち取るまで闘うぞ！

連絡先
川越市今福二〇〇二—八
高杉晋吾気付
赤堀さんと共に闘う会
☎〇四九二(四二)六一六七

岩越明君のハイジャック裁判始る

下層労働者の決起を防衛せよ

下層労働者の明確な階級闘争の開始としてハイジャック闘争が闘われ、自らの肉体でもって武装を体現化し、人民全ての共有財産である獄中兵士の奪還を要求し、不当にも逮捕され、現在、獄中に囚われている岩越明君の闘いは下層労働者の怨み、つらみを意志表示することによって、ブルジョア秩序を根底からくつがえそうとする闘いとしてであり、ハイジャック闘争による人民的成果を権力による全ゆる弾圧から断固防衛せねばならない。

去る一〇月四日、名古屋地裁において初公判が行なわれたが、我々が驚いたのは、傍聴人として「小牧市婦人会」のメンバー二〇人ほどが来ていたことだった。（小牧市には名古屋空港があり、岩越君はそこで逮捕された）こういった形での動員が、突出した闘いを展開する者＝はみ出し部分＝過激派＝非市民として宣伝することによって進められている、ブルジョアジーによる人民支配の戦略であることは明白である。一方、我々が彼の闘いの意義＝正当性を宣伝することの不十分さと、支援体制が未だ弱体であることを露呈したことは反省すべきである。けれどもこれをバネとして彼の意識性を最大限アピールすると共にこの人民的成果を糧にし、闘いの永続化へ向け支援委員会の拡大、強化を行なうことを確認した。

この闘争が底辺からの反撃として闘われたことに恐怖した権力は逮捕後、一切の報道を規制し「思想的背後関係はない」「無意味な凶行」として、闘う部分との連帯と支援を断ち、闇から闇へ葬り去ろうとし、彼に対しては、重刑＝みせしめ刑＝保安処分による物理的圧殺を意図したこの裁判が、権力—司法による合法的処分としてあることを確認し、支援委は裁判闘争の原則をふまえ、ハイジャック闘争を通じて露呈したブルジョアジーの本質を更に暴露、宣伝し、階級攻防の質を明確にし、味方を強くし、彼の闘いの正当性を全人民的規模で宣伝する作業に着手していくつもりである。

この闘争が「孤立無援の一人の人民が、かかる行動に及んだ」ことに対する権力側の恐れと警戒は権力のかいらいである司法＝裁判官の言動にはっきり表われ、反動的、威圧的な態度で、被告に対して物理的、精神的動揺を与えようとしたが、これを断固粉砕して、人定尋問を行なっていった。そして検事側の起訴状朗読に対し、弁護側—被告は、事実関係の誤認点を追求した。例えば「アシスタントパーサー重松に対し、首すじにナイフを突きつけ（中略）殺されたいか……」に対して、「相手が動揺している時に首すじにナイフをつきつけると危険である（岩越）」という具合であった。抵抗しない人民を殺す道理がないのは自明の理である。このように事実誤認が多く、それに対しては厳しく追求し、そのため意見陳述は次回に行なうことになった。更に、検事側の出した実況検分には同意し、乗客、乗務員の証言には不同意し、次回は検事側の証人尋問へ進行していく予定である。今後の公判で我々が追求していく課題として、看守の問題がある。つまり、弁護側と被告の打ち合わせに看守がつくことは正当な防御権の侵害であり、断固追求せねばならない。今回の公判では十分にできなかったが、今後、弁護士と支援委との間で更に裁判闘争の意志一致を固めてゆく。

我々はこの裁判闘争の成果を普遍化させ、闘う全ての人民との連帯—共闘をはかっていくだろう。釜ヶ崎—山谷の闘いと共通する底辺からの反撃であり、ブルジョアジーの差別分断支配—市民社会総体へ向けた能動的な闘争の開始として、ハイジャック闘争を闘った岩越明君を一刻も早く人民のもとへ奪還せねばならない。

ハイジャック闘争の質は更に第二、第三の岩越君に引き継がれ、全国の寄せ場、抑圧され、差別され続けてきた下層労働者の真の解放まで、まだ闘いは続く。

次回公判は一一月八日（金）

7・15ハイ・ジャック支援委員会
（連絡先＝名古屋市東区東郵便局私書箱四八号
愛知救援センター気付）

モナリザ・スプレー事件

求刑上回る反動判決

——科料 3,500円が拘留25日に——

一〇月二五日、台東簡易裁判所一号法廷、渡辺観吾裁判長が判決を読みあげる。「判決、拘留二五日。未決拘留期間五日を算入する……」えっ!!被告席の私は一瞬ことばもない。検事の論告求刑では「科料三五〇〇円」だったのだ。判決が求刑を上まわった！しかも拘留刑。

【これまでの経過】

今年四月二〇日、上野の国立博物館で開かれた「モナリザ展」の身障者しめ出しに抗議をこめて、私はモナリザに向けてスプレーを噴射、逮捕された。罪名は「建造物侵入」と「威力業務妨害」。黙秘を続けて菊屋橋署に留置のまま五月一日起訴。罪名は軽犯罪法違反—博物館の業務を悪戯などで妨害した—と変わっていた。二日東拘へ移管。中島通子弁護士の申し立てが功を奏して拘留停止となるまで、計一八日間の拘束だった。

六月一九日から台東簡裁で裁判が始まり、判決まで七回の公判が行なわれた。

検事側は「観客が観覧を妨害された」と主張するが、妨害の内容はいっこうにはっきりしない。例えば、証拠として提出された現場検証の写真は、モナリザとペンキが重なって写っていたが、これは故意に重ねて写されたもの、客の位置からは目に入らなかったことが証言（それも検察側証人の）されている。スプレーの霧と臭い、「しめ出すな—」の大声が数秒間場内を乱したと言うが、私の行動の直前約五分間にわたり、まぶしく焚かれた報道陣のフラッシュ、あの方がより妨害ではなかったか。

弁護側の反証は、検事側のこのあいまいさに追い打ちをかけた。数秒間のスプレー噴射は軽犯罪にも該当しない。無罪であるという主張。主催者側がどれほど観客動員に熱を入れていたか—一人でも多く入場させるため、歩行に手まどり、事故の犠牲になりやすいベビーカー・障害者を切り捨てたのだ！障害者デー以外の日にも障害者を入場させると言いつつ、実際には妨害していたこと。なんと、ろうあ者まで追い返えされたのだ。そしてこれら主催者側の行為が、弱者切り捨て、障害者抹殺の優生保護法体制をより強めるだろうこと等。

が、判決は「有罪・拘留刑」。モナリザ展という国家的行事に反逆した者は、重く罰したい。だが、行為の程度からいっても当然の抗議を行った障害者を、重い罪で起訴した場合の社会の非難を回避するためにも、軽犯罪での起訴しかない。せめて軽犯罪の中でより重い罪を、と権力は考えたのだろう。

そして極めてまれな軽犯罪での起訴と求刑を上まわる判決、刑法改悪を先取りするような裁判結果が今、私に下された。悔悛の情を全く見せぬことも大きな要因だったろう。

【誰が悔悛などするものか！】

どちらを向いても生き難い世の中に、モナリザ一枚、光に見せてぶらさげて、笑っちゃいられない働き疲れの男を女を行列させた。障害者にはただ一日の無料入場日、恵んでみせてくやしい列をつくらせた、モナリザ展。

身体強健と容姿と家柄と財力それのみが鼻高くのし歩くこの社会で、おじけて過した時間の分だけ、マヒした足が私にハッパをかける。悔悛なんてできるもんか。

連絡先　リブ新宿センター
三七〇—六〇〇七
米津　知子アテ

月刊労働者総合雑誌
新地平
12月号　定価400円
反ファッショ闘争と労働者階級　甲賀弘志
〈特集〉部落解放運動の前進のために
座談会・三百万の兄弟と共に
——部落解放同盟奈良県連青年部の闘い
部落解放闘争と労働者運動　高山　博
差別・敵対を強める日本共産党　秋山雄三
「労活運動」に期待するもの
——第三回全労活交流集会に参加して　平井良文
造船合理化に抗して　全造船浦賀・林　充孝
〈特集〉女の生と闘いの現在
自立への回路—自己表出としての女の言葉　横田幸子
討論・性の抑圧をめぐって　三法案粉砕東京実行委　ほか
新地平社　東京都新宿区百人町2-25-16-202　☎03・362・5803

新日本文学
特　集＝花田清輝——12月号 ¥300
■座談会　花田清輝の運動と創造
長谷川四郎＋佐多稲子＋藤田省三＋針生一郎
■極めて個人的なこと＝小野十三郎／自由人の傲岸な魂＝大庭みな子／雨乞いと駱駝＝黒井千次／他に関根弘／小沢信男／長谷川竜生／杉浦明平／秋山清／川崎彰彦／桂ゆき………
■花田清輝談話記録
「室町小説集」「ものみな歌で終る」をめぐって
■小説　晩夏の死……………村山富士子
シナはん……………木村　寿美
■連載　わが近衛聯隊体験記（8）……………新里　金福
緊急順不同（22）……………中野　重治
東京都中野区東中野1-41-5　新日本文学会 (362)8771

大衆政治新聞
新左翼
旬刊　一　部　60円　一ヶ月　200円　一ヶ年2000円
最近の紙面から
◆全労活集会分科会報告
◆科学技術の危機とそのイデオロギー……山田坂仁
◆現代の差別と部落解放…植松安太郎
◆今日のアフリカが当面する問題……北沢正雄
◆選挙闘争から学ぶ…………戸村一作
◆現場からの通信・報告……全造船佐野安分会、金武湾を守る会、立川スプリング
毛沢東の未発表論文特別連載中
新左翼社
大阪市北区池田町21安田ビル2F
（三五八）四三七六
東京支局・新宿区西新宿7—19—8
金剛ビル自立社内（三六一）七一四七
振替　大阪八八五五五　東京一九二三五〇

現代の証言
ご購読のおすすめ
本誌は、埼玉県の地域に根ざし民衆として生きることに徹している人びとが創っています。生活をとおして、ものごとの本質を考える。歴史の中から民衆の遺産を掘りおこし、生きる糧にする。権力が隠蔽している事実を暴き記録する。民衆解放闘争と連帯する——これが本誌の心です。小冊子ながら好評をえております。ご購読をおすすめします。
第5号好評発売中　定価250円（〒70円）
現代を証言する会　埼玉県上福岡市霞ヶ丘82－1　小泉方　0492－61－8080

大学深部からの告発
"白く塗りたる墓"からの便り

河村隆二

全国の大学で今、教員の闘いが続いている。かつての全国教育闘争の華やかさが消えたあとの学園でなお闘いの火を燃やしつづけようとしている人たちをここに紹介したい。今号は川村氏に全般的な闘いの紹介をお願いしたが、次号からは各々の闘いを担っている人たちに直接執筆していただく予定である。

闘争を担う人間のみ、闘争を語ることができる。そしてその喜び、悲しさ、苦しさは多くの場合組織から離れて個人の次元に還元する。しかも連帯を求めていつつ、なお生き抜く勇気と試練を恩恵・祝福として迎えなければいけない。我々の社会には今なおこのような人々が数多く見うけられる。自己の信念に反し獄中にとらわれている人、不当にも職を追われ、企業に向い対決している人、巨大な社会の軌道からはずれ、その日ぐらしに生き抜いている人、法の下に平等であるべきはずが、人種・門地により差別を受けている人、私たちはかつて一度でも彼らのために本心から力になったことがあろうか。涙を共にして一体化して矛盾と対決したことがあろうか。常に運動の初期においては、この怨念からの正当性が有効であり、思想の新鮮さにより、運動が高揚する。しかもこの思想は思想のみ先行すると、もはや最も求められる感性は消え失せ、慣性のみに残される。

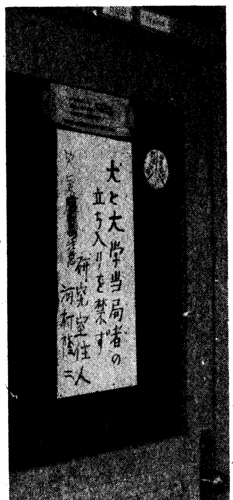

ここに書くことは全共闘運動の総括ではない。しかも大学闘争は終わっていない人間の語る中間報告である。私たちのように大学を追われた人間にとって残されているものは、大学とは合法的悪人養成所としか思えず、それに対する悔しさのみである。最も論理を重んずるはずの大学が最も非論理的に他人を抹殺するからである。他人を抹殺する論理の原点は教育過程であり、大学においてはじめて完成されている。受験教育はできの良い子をみつけ、他人をけ落すことを教育者自らすすめているのである。だから大学教育までたどりつくと競争により他人へのおもいやりは必要としない。〈理性〉のみが彼らの人生観の支えとなる。そしてこの〈理性〉はブルジョア社会で見事に粉飾されて登場する。しかし一皮むけば強者の〈正義〉にしかすぎない。弱者の正義はいつの時代も敗北する。しかし弱者は闘わねばならない。ここに大学闘争を生活過程として生き抜いて又大学を追放されている人のささやかな報告をお送りする。

（以下の人達は全て処分を認めたわけではないことをお断りする）

神戸大松下昇氏は大学当局が文部省に対し、支配管理の万全の誇示のため生けにえとなったのである。そもそも授業拒否なるものは大学においては公然と通知することなしに行なわれており、無断休講がまかり通っている。通知したが故に懲戒になることは不可思議な現象といわねばならない。彼になした数々の処分理由はいずれもその内容の問題ではなく、大学秩序に反抗したことが唯一理由と解することができる。しかも教授会は彼がオール零点をつけたことを承認しているではないか。氏の場合は刑事、民事、人事と三つの裁判が重層しており、アルバイトも拒否されるという苦闘を強いられている。

岡山大坂本守信氏の場合は前記松下氏同様、何らの処分理由も見当らない。強いてあげれば、当局にとっては入試業務妨害ということになるだろうが、これも単に地下室にいたということであり教員が入試時に大学内にいたことを処分理由とすることは全く不可解であろう。さらに現在、氏の場合は官舎に住居があり、現在立ち退き命令が出されているが、現在の借家法からいっても立ち退き先が見当らない以上何ら根拠がない。

大学側（国）は苦肉の策として住居明け渡しの仮処分で現在係争中である。

徳島大山本氏の場合は、今日最も身分支配の貫徹している黒い巨塔医学部における抵抗である。私個人は面識はないが前記諸氏同様、孤立した状況におかれつつ闘い抜いている。「大学の自治を破壊し、云々」と称して機能を妨害したとして懲戒処分を受けた。事実は授業に介入しただけであり、しかも山本氏のかよわい身体を屈強な医学部管理暴力によって弾圧した。現在人事委闘争が展開されている。

都立大菅谷氏は六九年大学就任後研究活動はつづけてきたにもかかわらず、授業を行なわないことを理由に懲戒免職とされた。研究と教育とは名ばかりであり、たてまえと本音の間のギャップは極めて露骨にあらわれる。都合のよいときは教育をもってき、都合の悪いときは大学管理が登場する。しかも菅谷氏の場合は、教授会は免職に反対であったと聞いている。ところが都立大当局は都議会の顔色をうかがうあまり、菅谷氏切り捨てにより面子を保ったのである。氏の場合も人事委闘争が継続中である。

東理大宮内氏の場合、東理大は私学特有の教授会の自治は存在しない。文部省―私大連盟―私大―私企業経営者による管理支配が助成金というメカケ金を通して大管法の先取りがなされている。具体的には、大学の方針に反する教員は何ら合法的手続き、弁明、弁護の機会は与えられず追放された。宮内氏の場合は分限（通常解雇）であるが、主たる処分理由は何ら存在しない。強いてあげればガードマン代りの学生弾圧の立番拒否であろう。これを思想信条の踏絵として、業務拒否として追放をはかったのである。しかし最近三年有余の仮処分裁判において全面勝利を獲得した。これは私たち大学を追放された教員にとって大きな喜びである。即ち現在の大学の機構＝ブルジョア民主主義以前の封建的管理体制が否定されたからである。しかし裁判そのものはあくまでも幻想であることに変わりはない。現在就労闘争を行ないつつあるが、処分撤回はなされていない。

日大小林氏の場合は超大企業日大コンツェルンの生けにえになったのである。現在も超鉄柵にかこまれた日大は全金本山のアウシュヴィッツ体制と何ら変らない。氏の場合も何ら解雇理由は存在しない。十二項目にわたる解雇理由は全て抽象的なものであり、主たる理由は「校舎の警備の任につくのを拒否した」とする一項だけであろう。この件は前記宮内氏の場合同様、思想による解雇であることは明らかである。氏はこれまで二十数回の民事裁判を係属中であるが、未だに結論は出ていない。

関東学院大河村の場合は、授業料値上げ反対闘争弾圧のため作られた緊急処置要綱により、学生四名がキャンパスで演説を行ない、大学当局はこれに除籍処分を行なったことに反対し、授業拒否を行なったところ、教学権停止処分、一年半の自宅研修処分の後、昨年十月通常解雇された。緊急処置要綱は、韓国の朴以前に出されていることが特徴的であろう。しかも公布した岡本は、元上海特務機関員、元日共幹部であって、学長として今なお支配している。先進的教員と言われる教員はほとんど彼の支配下にあり、大学外部では進歩的ポーズを作っていることは皮肉な現象である。河村の場合は教学権本訴と地位保全仮処分裁判係争中であり、現在研究室を確保、使用している。

最近新潟大において佐藤氏が全員八十点をつけたことを理由に教授会において処分が決まり、現在評議員会において審議中と聞いている。大学側は氏の排除を今になってとりあげ、先進的とみられた教員ともども彼の追放にやっきになっている。詳しい情況はまだ入手していないが、全共闘運動後退期の今日、目にみえない魔女狩りが行なわれている一つのあらわれであろう。

我々は大学の腐敗は、国家の腐敗の表現と考えている。即ち、学問・研究幻想の中には、支配の原理を必要としており、人間的頽廃が学問的頽廃に帰省しているからである。しかも公害・薬害・医害等全ての資本制社会の予盾に何らか加担しつづけている大学の道義的責任をどうして回避できうるだろうか。我々は大学の告発はやめないし、大学闘争は四年間の闘いではない。我々にとっては一生の闘いなのである。全ての沈黙した教員諸氏、秩序内に生きぬいているかっての全共闘の勇士よ！自己の存在からの闘いを再度大学闘争をとらえなおしてほしい。

私には本来このような報告を書く資格はない。しかし最も下層に生きている人間の叫びととって下さい。この文章の責任は全て河村にあります。

参考資料

下記はそれぞれ支援組織から発行されている資料集であります。

(1) 五月三日の会通信一～十六号
(2) 松下昇表現集あんかるわ　北川透
(3) 坂本教官はどこへ行ったか　「坂本教官」の〈教務〉係
(4) 愚者の呵呵　山本さんを守る会
(5) 菅谷規矩雄表現集　菅谷規矩雄　表現集編集委員会
(6) 東理大教員処分撤回闘争資料　宮内・成瀬支援連絡会議
(7) 日大暗黒人事を告発する　小林講師不当解雇撤回連絡会議
(8) 河村裁判闘争資料集一～三集　河村氏の学園復帰を支援する会
(9) あいまいな海　新潟拡大四・一九　救援会

以上資料集が必要な方は直接前記諸氏にお問い合わせ下さい。

育英会＝官憲＝本工一体の闘争圧殺に抗して闘う

育英臨労闘争支援連絡会議

日本育英会臨時労働者組合（育英臨労）は、文部省の外郭団体日本育英会に対し解雇撤回、職場復帰を要求し七二年三月以来九五〇日に及ぶ実力闘争を闘いぬいている。

育英会では、教育の帝国主義的再編を受けて六〇年代後半から合理化（最終的には銀行ローン導入）が始まり、電算機を導入した。この合理化を底辺で支えるべく長期臨職が廃止され、短期臨職制度が導入された。雇用契約を反復更新する長期臨工が法的保護を獲得していく中で資本は短期臨工制度を導入していったが、育英会では雇用期間最長四カ月、同一人は再雇用しないという徹底した差別と分断の下にあった。

育英臨労闘争は、この合理化の結果に対して底辺から闘いをいどみ、合理化に屈服し、労使一体化路線にのめりこんでいく本工の敵対を突破していく闘いとして苦闘を重ねてきた。その中で本工労組育英労の上部団体である政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協、三万四千人）において育英労の「脱退」のどう喝と敵対とこれに対する社共の連帯に抗して幹事会、下部地方組織、単組、活動家、社会党を貫く全国組織として育英臨労支援共闘会議が結成され、七四年定期大会では臨労の加盟に対して幹事会が支持を表明し、敵対は育英労と日共グループのみとなり、社会党の敵対的部分は育英労の党員など若干名にすぎない状況になっているといわれている。七三春季闘争以降は、光文社三労組をはじめとする各争議団、出版、全国一般など総評労働者、都講組、全臨労など臨時労働者の圧倒的な支援をかちとり、政労協支援共闘を含む全支援労働者を結集する育英臨労闘争支援連絡会議が結成された。

育英臨労は、徹底した実力闘争を推進しつつ七二年一一月以降都労委闘争（団交拒否）を闘ってきたが、本年六月都労委は、「雇用関係がない」等を理由として団交拒否をしてはならないと会に命じ、さらに「予算も仕事もあり……解決の条項いかんでは現に実益がありうる」と判断した。「都労委命令に従う」といっていた会側は、命令と同時に全館を常時閉鎖し、職制の泊りこみ検問体制に入り、団交を拒み続けたが、臨労＝支援の圧倒的な闘いに恐怖し八月二三日から七昼夜の「ろう城」に入るという事態となり、会側の再審査申立を受けていた中労委は、北川事務局長らが闘争現場に出向いてあっせんの結果「解決を前提とする立会い団交」が始まった。団交は、九月五日、一七日は中労委で第三回は九月二〇～二二日育英会で行なわれた。しかし、育英会は文部省の規制により「自主的解決ができない」として臨労の要求には応じない前提で「中労委の和解あっせんによる解決」をくり返すのみで、団体交渉を行なおうとせず、団交会場を育英会に移した第三回団交は三〇数時間に及んだが、立会人の中労委岩崎審査第二課長は、団交数時間で早くも「団交では解決しないからあっせんを」と介入して北川事務局長が労使に確認した「今週中に自主解決」の約束をホゴにして実質的団交に入らせず、臨労は会館外からの支援のシュプレヒコールに激励されながら実質的交渉を要求し続けたが、二二日未明中労委は立ち会い団交打切りを宣し、会としめし合せてタクシーを呼び逃亡したのである。九月二七日公益委員は再度労使に和解あっせんで打診したが、「早期解決」をいう会側も「若干の感触」を与えたのみで、結局一〇月三〇日審問（一回のみ）が行なわれることとなった。

育英会は、七三年春暴行事件のデッチ上げを行ない、育英労右派組合員倉内某（その後課長に昇格）に告訴させたが、九月一一日支援労働者を逮捕させ、さらに告訴を行なうことをにおわせて「早期収拾」＝金銭的解決を要求し、臨労が拒否するや権力は傷害罪で起訴してきた。この告訴―逮捕―起訴の過程で日共育英会支部（現在育英労執行部で相対多数派）の柳沢淳（育英労副委員長）らは、「臨労は、育英労とともに世界革命を起そうとしている反共トロツキスト暴力集団」（!!）として右翼組合員とともに敵対し、牛込署の捜査に積極的に協力し、支援労働者を起訴と失職に追いこんだのである。

現在闘いは、中労委において都労委命令を消し去ろうと策動する会当局に呼応するかの如く会の雇用関係不存在確認請求を受けた東京地裁が、中労委審問と同じ一〇月三〇日判決を出そうとしている中で重大な転換点を迎えようとしている。

なお、第一回刑事公判は、一一月二五日東京地裁において開かれる。

【連絡先】
育英臨労闘争支援連絡会議
東京都千代田区西神田三ノ五ノ五　文共堂ビル
東京都非常勤講師組合　気付
☎二六一―三五五九・四七五〇

沖電気・高輪署による大量弾圧を許すな！

島添さんの不当解雇を撤回させる会

全国の闘う労働者、学生、市民の皆さん！私達「沖電気島添さんへの不当解雇を撤回させる会」「沖縄労働者の会」は、国家権力＝高輪署の「撤回させる会」の組織破壊を狙った大量不当逮捕・弾圧に対して、10・12反弾圧集会の圧倒的な成功裡を以って反撃を展開し、組織の団結の強化をかちとっています。そして次々と私達に支援とカンパが送られ、沖電気資本に対する差別解雇糾弾の嵐は全国的に吹き荒れんとしています。

まず10・12沖電気・高輪署による大量不当逮捕糾弾！沖縄出身労働者島添さんへの差別解雇糾弾！総決起集会は、三〇〇名収容できる南部労政会館の大講堂をいっぱいにうめつくし、沖電気・高輪署＝国家権力に対する糾弾の怒りで熱気あふれる中で始められました。

司会の力強い挨拶、次いで基調報告が読みあげられました。七二年「沖縄返還」によって沖縄からたたき出された沖縄出身労働者が、この「本土」の地で生活する権利そして団結し闘う権利を奪わんとする今回の沖電気、高輪署＝国家権力の弾圧を決して許さず、沖縄と日本「本土」の闘う労働者人民が具体的な闘う課題を通して連帯を深め、「撤回させる会」を強化拡大し、沖電気糾弾闘争、島添さんの現職復帰裁判闘争に勝利することを確認しました。そのあと、静岡の「山口君を支援する沖縄人の会」、関西沖縄解放同盟（準）の各地区での闘争報告と支援連帯アピールが行なわれ、仙台沖縄青年の会（準）、沖縄現地で闘っている「闘う労働者の会」のアピールが読みあげられました。そして、現在沖縄CTS阻止闘争を果敢に闘い抜いている「金武湾を守る会」の闘争中に吹き込んだテープが寄せられ、圧倒的拍手の中で沖縄CTS阻止闘争を支持していきました。獄中から寄せられた闘う決意をこめた力強いアピール、この間接見、勾留理由開示公判などで精力的に弁護活動をしてきた丸井弁護士より、私達にかけられた弾圧の性格、起訴段階で傷害逮捕監禁などがおちたことは反弾圧活動における緒戦における勝利であること、及び共に弁護活動の側面からの支援・連帯を表明されました。

最後に島添さんが自らにかけられた弾圧、同志、仲間にかけられた弾圧に対しては最後まで闘い抜くことを決意表明し、シュプレヒコールで、沖電気糾弾闘争、島添さんの現職復帰裁判闘争に勝利することを確認し終りました。

今や10・12反弾圧集会の圧倒的成功は、全国各地で労働者人民にかけられている弾圧に抗して闘いぬいている仲間達と、職場地域を越え、固き結合の軸をつくりあげるであろう。

〈追記〉

10・12集会の大成功に驚き恐怖した国家権力は、今もなお私達の仲間を追いまわし、逮捕するという暴挙にでてきました。私達は第三次逮捕（10月19日一名）に対し断固抗議するとともに、皆さまに支援・カンパを要請します。

支援・カンパ送り先
東京都北区東田端町一の九
宝ビル四階　沖縄月報社気付
「島添さんの不当解雇を撤回させる会」

法律相談の開設にあたって

労働者法律センター

私たちは、労働者の運動・闘争の過程で起きた諸々の問題、及び闘争の戦術等の情報を収集し、これに法律的見地からみた解説あるいは意見、提起を付し、これを再び労働者の運動のもとに伝えることを一つの目的とし、法律家と労働者の共同作業により、労働運動に即した法技術の再検討と労働者自身の法知識の獲得をめざし、七二年四月「労働者法律センター」を設立しました。

今日まで、労働法の基礎知識の解説や闘争報告を雑誌に掲載し、刊行物を出版し法律相談を受け、争議の支援、労働法講座の開設等の諸活動を進めてきました。

こういった中で、労働者の闘いが法律的側面の態勢が不充分なゆえに敗北し、他方法律家の法知識が必ずしも実際の労働運動に役立たないといった傾向を感ずることがあり、こういった傾向は少しでも打破される必要があると思います。

また、総評をはじめとする組織労働者の法的水準と態勢はかなり高いものとなってますが、総評などの組織に掩護されない多くの小零細、未組織、臨時の労働者があります。労法センターの活動の一つである法律相談ではこういった労働者からのものが多いという現実です。そして実によくかかってくる電話が如何に法律的側面からのアドバイスが必要とされているかを物語ってくれます。

そこで以上のような意味あいから、この際定期的に法律相談日を設定し、特に緊急なものを除いてスタッフをそろえて、より充分な法律相談の活動を進めていきたいと思っています。

現在、考えている法律相談は、

相談日　毎週土曜日午後二時～六時
スタッフ　弁護士、修習生、活動家、会計士、社会保険業務従事者
相談内容　労働者の生活全般にわたる問題（従って労働関係はもちろん、交通事故等も含む）

十一月一六日より開設予定。

日常的な職場闘争の中での法律問題、戦術を立てるときの準備、仲間の生活上の法律問題等々、この法律相談が最大限に利用され、機能することを望みます。

労働者法律センター
東京都新宿区三栄町二五番地三栄ハウス二〇三号
☎03三五五―四〇七六

「ピース缶爆弾製造」デッチ上げ事件

検事側冒陳完全に崩壊

——石井ひろみさんにアリバイ成立

土田邸、日石郵便局、ピース缶各事件のデッチ上げストーリーは、昨年来の「救援」紙上において明らかにしてきたように、今公判廷でガタガタと音を立て崩壊している。警察権力によるフレームアップの実態は、今後ますます明瞭になるであろう。……（編集部）

十月十六日行われた「69年ピース缶爆弾」事件統一公判（井上、前原、村松、佐古、平野）において検察側証人として出廷した石井ひろみさん（すでに「ピース缶爆弾製造」事件の共犯者として分離公判において有罪判決確定済み）に対する弁護側反対尋問のなかで一九六九年十月十六日前後の、石井さん自身の完全なアリバイが立証された。

石井さんは、この年十月十三日（月）から十月十八日（土）まで浅草のおもちゃ問屋にアルバイトで出勤しており、「十月十六日ごろの午後」という犯行時刻にはいることが不可能となり、検察側の主張は完全に崩壊した。石井さんの当時の記憶は最初あいまいであったが、弁護団の調査活動により、当時の給料の領収書を見つけ出し、出勤状態について明確な証拠をつきつけられて、石井さん自身の記憶も完全に明らかになった。

石井さんは、取調べ段階でもこのアルバイトのことを取り調べ官に主張したが、満足な裏付け捜査もせず、「犯人」にデッチ上げられたものであった。

しかも、その後の尋問のなかで石井さんが、別件の千葉県下の消火器爆弾、日石郵便局事件、等も容疑者として、取調べられ、密室下完全に孤立を強いられ、警察の見込み捜査と家族のエゴイズムの下で、「爆弾製造の共犯者」に仕立て上げられたのであった。

井上清志君ついに保釈！

十月十六日にひき続き、二十一日石井さんの証人尋問が一端終了し、翌二十二日、西川裁判長（刑事六部）は、井上清志君の保釈をついに認めた。保釈金は八〇万円（現金）であったが、検事側はこれに対して高裁に抗告し、井上君の保釈はじりじりと延ばされた。東京高裁刑事十一部は、この抗告を却下し、十月二十五日ついに保釈となった。

「土田邸」八人併合審

——12月19日再開決定——

刑9部

刑事九部へ八人併合

「土田邸、日石郵便局事件」関係の、増渕、前林、江口、堀、松村、中村隆治、中村泰章、金本の八名の審理は、十一月二日東京地裁刑事九部（岡垣勲裁判長）と弁護側の折衝のなかで、併合が確認された。自白維持被告の存在（もちろん現在では否認に変わっている）バラバラで進んでしまった証拠、証人調べ、取調べ済みの証人に対する弁護側反対尋問の保障、被告弁護人らの相互の困難な壁をのりこえ、今、「土田、日石郵便局」関係十一名の併合を実現したものである。獄中においては、「被告団」の結成も準備されており、「事件」を闘かう態勢は、着々と強化されている。

刑事九部の八人併合審は、十二月十九、二十日（いずれも午前十時）に再開が決定しており、統一救援会では、裁判勝利にむけて圧倒的な傍聴体制を呼びかけている。

「69年ピース缶事件」統一公判、「土田邸、日石郵便局」榎下一雄、松本博（後藤昌次郎氏をはじめとする七名の弁護人、刑事六部）両君の公判、坂本勝治君（刑事三部）の各分離公判と合せて、デッチ上げの核心が、明らかにされる予定である。

十月十二日全水道会館における統一救援会の第四回全国集会、「終末から」第九号への榎下一雄君の手記掲載、「情況」十月特大号「フレームアップ特集」、朝日新聞十月二十日朝刊、「週刊ポスト」十一月一日号への各掲載のあとをうけて、「土田邸、日石郵便局、ピース缶」冤罪事件家族会（十月十七日に独自の集会を行った）では、十月二十六日、検察庁へ起訴取消の申し入れをした後、司法記者クラブにおいて、在京十四社に対して、本事件は冤罪であることを訴える記者会見を行った。

救援会連絡先、東京都渋谷区鶯谷町四一五、明泉マンション一F 現代史研究所、気付

爆取特集 (18)

釜共闘・F氏への「爆取」公開指手配に対する抗議声明

釜ヶ崎・山谷闘争に対する爆取デッチ上げ弾圧と闘う会

かねてより、「爆発物取締罰則」をふりかざして、山谷・釜ヶ崎闘争の弾圧にやっきとなっていた大阪府警警備部・西成警察署捜査本部は、この十月、釜ヶ崎共闘会議・F氏に対する、愛隣センター爆破容疑の公開写真による指名手配を開始した。

我々は、奴らの厚顔極まらないさらなる恥知らずの暴挙を、満腔の怒りをもって糾弾するとともに、現下の情勢における権力のかかる対応が何を意味するかを、全人民の前に明らかにしてゆきたい。

そもそも、今年三月七日の、釜共闘メンバー三名に対する逮捕と二名の起訴に始まる「釜ヶ崎爆取攻撃」は、次の意図をもってなされたものであった。すなわち、

①起訴の対象となった、釜ヶ崎赤軍メンバーに対する直接的弾圧と、恣意的ねらい打ちによるデッチ上げの実績を作りあげ、これを弾圧体制として確立すること。

②〝釜ヶ崎の闘い〟総体に対する市民社会むけキャンペーン。〝釜ヶ崎や山谷は、「犯罪者」「精神病者」の巣であるばかりでなく、爆弾を使う過激派の巣窟なのです〟

③以上をふまえて、大衆と最も密着した活動家を次々とねらい打ちにして寄せ場から隔離、まっ殺せんとすること。

④「犯人蔵匿」「共同謀議」等を最もフルに活用出来る「爆取」によって、広範囲にわたる人脈的、思想的、運動的な全てのつながりを一網打尽にして、ほんのわずかな言論的一致などを口実に、各種の運動を次から次へと関連させ、一定の質と方向性を有する運動総体をまっ殺せんと企てること。

具体的には、釜ヶ崎・爆取弾圧は、その後の逮捕、捜査状況（「救援」62号参照）から見ても明らかなとおり、明確に〈釜ヶ崎・山谷闘争総体に対する同時的弾圧〉として進行しているし、また三里塚その他非妥協的な大衆運動との「爆弾」による関連づけの策動はすでに二年前から行なわれている。

そして、以上は釜ヶ崎爆取弾圧のみに限らず、権力が、その場当り性、非論理性をひたすら「力」によって論理化してきた現在の爆取弾圧体制総体の質であるといえよう。

権力は、今回の公開手配を背景に、F氏の文を載せたという「新左翼」紙に対するドウカツとキャンペーン〈大阪朝日10・17付〉を行ない、権力の弾圧を背景に抬頭してきた寄せ場の闘いにおける組合主義的潮流と相も変らぬ観念的潮流を批判して下層労働者の闘いに対する正しい路線提起を行なおうとする氏の言論までをも封じようと目論んでいる。これは明らかに、言論規制思想統制の現代的な形態なのである。

そして、寄せ場の冬をひかえたこの一〇月新たな対応として持ち出されてきた今回の公開手配は、釜ヶ崎・山谷の冬の闘いに対する挑戦状である。〝少しでも動いてみろ今度こそ根こそぎにしてやるぞ〟

これらすべての事柄をふまえて、すでに越冬闘争が提起されている。すべての同志諸君に、釜ヶ崎・山谷闘争に対する権力の圧殺策動への怒りをもっての、さらなる支援と連帯を要請する。

権力による重包囲のはざまから

黒ヘルゲリラ戦士公判対策委員会

公判闘争の状況

七三年四、五月にそれぞれ第一回公判が開かれてから、菊池・西巻戦士は十七回、西山・高橋・監物戦士は二十回の公判を数えています。「被告」諸君の正当な統一公判要求に対し、裁判所は事ごとに〝発言禁止〟〝退廷命令〟〝監置処分〟〝弁護人処分〟を匂わせるといった強権的訴訟指揮による弾圧をかけ戦士諸君の闘いに敵対し続けてきたことは、今までに何度となく「救援」紙上でも報告してきました。そして司法権力によるなし崩し的な実質審理への突入によって、公判は分断されたまま今日に至っています。

現在、両公判とも七一年十月二十三日連続交番爆破闘争の実況見聞関係の検察側証人＝警察官が出廷してきており、検察側はこれまで彼らの分断の根拠である訴因にさえ基づかない証人を、それぞれの公判にそれぞれ送り込んできています。「被告」諸君、そして私たち公対委は、検察側のこのご都合主義とは、〝71年ゲリラ戦の政治的背景をいっさい切り捨てたところでその行為―結果を「事実」として取り上げ、「犯罪」として固定することによって分断を謀り、また一方では「事実」を都合よく再構成して、見せしめに格好な「過激派」像、「グループ」像をデッチ上げることによって、71年ゲリラ戦の本質を隠蔽し、闘いの意図を圧殺していくものにほかならない〟ものとし、法廷においても、この権力の報復意図を暴露してきました。

しかし、弁護人、「被告」の核心にせまる追求からは〝知らない〟〝忘れた〟〝関知しない〟〝沈黙〟一辺倒で通す証人を前に、そして、それを尋問内容の制限等いつもの強権的訴訟指揮をふり回し、検察―警察権力を援護している裁判所を前に、今一歩、敵の意図の根拠にせまりきれないでいます。

我々の側の主体的反撃の軸となるであろう弁護側証人申請を確実に射程に入れ、検察側証人のその構造に一つ一つ楔を打ち込む闘いが要求される現在、権力の思想＝階級意図から71年ゲリラ戦を防衛するといった思想戦として今裁判闘争に取り組みながらも、権力の意図の貫徹された、それもきわめて細分化され、具体化されてくる「証拠」「証人」の一つ一つに対して、我々の側の思想を体現し、全面対峙していく具体的な回路を一時も早く克ち取ることが緊急な課題となっております。

黒ヘル公判委へのガサ入れを弾劾する

十月二十五日、警視庁公安部総務課警部黒沢雅田他八名の私服刑事が、わが公対委の一員のアパートを朝七時から三時間に渡って不当な家宅捜査、そして令状とは全く無関係な押収を行うという暴挙にでました。

捜査令状の内容は、十月十四日簡易裁判所発行で「昭和46年10月23日清水橋派出所爆破未遂容疑の梶原譲二に関しての「爆発物取締罰則第一条容疑」とだけしか記されていないものでした。

当然のA君の執拗な抗議にもかかわらず、デカは、二階にあるA君の部屋へ、外からはバールでドアをこじあける一方、窓からも入り込み、令状を形だけ示し、押入れ・天井裏・敷物の下等手あたり次第にひっかき回し、そのあげく捜査令状の内容に関する押収品をいっさい得られないとすると、今度は、「10・26集会」資料、裁判資料をその対象にし、デタラメきわまる押収を行っていきました。

資料

ウニタ書舗準抗告に対する却下決定と上告申立て要旨

決定

〈主文〉

本件準抗告の申立てを棄却する

〈理由〉

一件記録によると、氏名不詳の被疑者に対する爆取被疑事件について東京簡裁裁判官梅本芳太郎が発布した後記趣旨の犯罪事実の要旨、差し押えるべき物、捜索すべき場所を記載した捜索差押許可状にもとづいて、警視庁公安部の司法警察員根本宗彦が昭和四九年九月四日、申立人店舗内において「栄養分析表（抜粋）、厚生省衛生試験所発行、革命技術編 資料I革命技術委員会」なる表示の小冊子（一五頁）一五一冊を差押え、現に警視庁において留置保管していることが認められる。

犯罪事実の要旨

被疑者は治安を妨げ人の身体財産に害を加える目的をもって、昭和四九年八月中旬ごろ「栄養分析表（抜粋）、厚生省衛生試験所発行、革命技術編、資料I 革命技術委員会」を編集発行し、これを東京都千代田区神田神保町一―五二所在ウニタ書舗の店頭販売経路に置き、その文中において、時限爆弾の製造目的、威力、構造、製造方法などについて詳細に図示説明した上、表紙に「革命」もしくは「革命技術」の字句を用いて、もって不特定多数の極左活動家などに対し爆発物の使用に関して煽動したものである。

差押えるべき物、捜索すべき場所

ところで、一件記録によると、右「栄養分析表」は、かつて日本共産党が極左方針をとったころ極左過激分子によって作成されたといわれる同名の小冊子のうちから特に必要な部分を抜粋、復刻し、表紙に「革命技術編」「革命技術委員会」と表示したものであることが認められる。その内容は、一、時限爆弾 A目的及び威力、B構造（①容器、②雷管、③炸薬、④時限装置、⑤乾電池） C製作法（①雷管を作る順序、②時計装置、③炸薬） D使用法 E検討（値段、容器、雷管の代用など） 二、ラムネ弾 A戦術的目的及び威力（原理、使用前に準備しておくこと及び注意、使用法） B検討（使用上、財政上） 三、火焔手榴弾（キューリー爆弾） A戦術上の威力 B構造 C製法 D使用法 E検討 等の項目に分けて、原材料の入手方法、費用、製造の手順、効果、威力、製造上の注意事項等を極めて詳細に（ただし火焔手榴弾の製造は説明を省略している）図示説明しているものである。右記載によると、時限爆弾は、ドラム缶、ガソリンタンク、車両等の堅牢物の破壊を目的としており、その威力はガソリンタンクを破壊する程度と思われるが、炸薬および容器の種類、分量によってさらに増加させうるとされ、ラムネ弾の威力は、細い鋭いガラス破片は一五ないし二〇メートル近くまで及び、敵の顔、手の先等の露出部分は軽度ながら殆んど傷つき、音も八〇ないし一〇〇気圧であるから恐怖心をひきおこすに足る充分な強度を有していることが認められる。右記述に従ってピクリン酸時限爆弾、ラムネ弾を製造すると（火焔手榴弾はさておき）、その用いられた薬品、構造、威力等から考えて爆発物取締罰則にいう「爆発物」が作られることは明らかである。

ところで右小冊子の表紙には「厚生省衛生試験所発行」とあるが厚生省衛生試験所とは全く何の関係もなく、単にその名義を冒用しているものであること、裏表紙には発行元を表していると思われる「東京都千代田区外神田二の一の四 叛逆社」なる記載があるが、同所には「叛逆社」なるものは全く存在していないことが認められ、結局、右小冊子の発行者、作成者等は明らかでない。

ところで一件記録によると、申立人店舗は、都内有数の極左系文書、パンフレット等取次販売店として著名な書店であり、同店には極左系活動家ないしそのシンパが多数出入りしていることがうかがわれ、本件「栄養分析表」が右店舗内に置かれていた位置、状況から右活動家らが、これを容易に見うる状況であったこと。また現に右「栄養分析表」の記載に従って作られた爆発物ないしはこれを応用して作ったと思われる爆発物が、過激派らにより設置された爆発事件が数件発生していることが認められる。以上の事実に本件「栄養分析表」に用いられた用語、説明方法などをあわせ考えると、本件「栄養分析表」は学術書とは全く異なり専ら極左過激派らのために時限爆弾等の製造工程、使用法について書かれた爆弾教本（教典）ともいうべきものであって、不特定又は多数の極左過激派ないしそのシンパの者達に対し爆発物取締罰則一条所定の犯罪の実行を決意させ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与える意図のもとに発行されたものとみるのが相当であり、本件被疑事実および差押えの必要性もあったことが認められ、他に本件差押処分が違法であることを認めるに足る証拠はない（なお、申立人は出版等表現の自由を出張しているが、本件「栄養分析表」の発行のようにそれ自体で犯罪が成立するものについては右制限を受けるのは当然である）

以上のとおりであるから本件差押処分が違法であることを前提とする本件準抗告の申立ては理由がないのでこれを棄却することとし刑事訴訟法四三二条、四二六条第一項により主文のとおり決定する。

昭和四九年一〇月一一日

東京地方裁判所刑事十八部一係

裁判官 小林昇一

上告要旨

一、爆発物取締罰則四条は憲法三一条（法定の手続の保障）、九八条一項（憲法の遵守）に違反し、無効である。

二、原決定は憲法一九条（思想及び良心の自由）、二一条（表現の自由）、二三条（学問の自由）、三一条に関する解釈を誤り破棄を免れない。

本件栄養分析表は今から六年位前に店頭で販売を始めたものであるが、当時叛逆社という団体が存在し、一括して約三〇〇〇部を販売のため受取り、その後店頭において販売していたが、六年前の当時一括して受取っただけでその後は一切追加入荷はなかった。

今回の押収の目的は、被疑者を追及して起訴することにあるのではなく、本件書物を販売させないすなわち発禁処分にすることにあった。このやり方は、つまるところ「爆弾教本」が書店で販売され、革命なる文字が表紙に記載されており、この本を流通においた者は爆取四条の煽動罪に該当するということである。しかし、本件書物の発行が、一定の組織関係にあって一種の支配服従関係のある煽動者と被煽動者が、場所的かつ時間的同一状況においてなされたものでないことは明らかであり、いわば表現が暴力性を有するに至る状況は全くないのであって、爆取四条にいう「煽動」の要件すら満たしていない。むしろ、差押に名を借りた実質的な発禁処分である。このことは出版の自由を認めた憲法に反する。

三、原決定は、煽動する犯罪内容特定がなく判例に反する。「爆発物」の範囲を不当に拡大している。また、差押える具体的必要性についての理由を示していない。

店頭にあった全ての本件出版物を押収する必要性がどこにあったのか。これでは事実上の発禁処分であり、申立人の利益のみならず国民の知る自由にとって計りしれない損害である。

救援連絡センター会計報告

1974年10月1日～31日

収入

協力会費	218,500
一般カンパ	148,265
闘争別カンパ	46,904
三里塚闘争救援へ	24,300
三里塚鉄塔共有化へ	500
山谷闘争救援へ	1,000
平和台病院闘争救援へ	1,000
金芝河氏らを救う会へ	404
アムネスティインターナショナル日本支部へ	1,000
アヤメ公判闘争へ	500
連赤公判へ	500
爆取救援会議へ	1,100
江口さんへ	1,000
沖縄救援センターへ	1,000
破防法裁判闘争を支える会へ	1,000
戦犯天皇糾弾！皇居突入闘争裁判へ	500
渡辺、雪野君へ	2,000
永田、加藤、青砥、植垣、瀬木君へ	8,600
センター事務局へ	2,500
雑収入	1,000
回収金	284,993
「救援」	276,860
送料	8,133
広告料	10,000
立替金精算	1,500
救援連絡会場費カンパ	1,500
合計	711,162
今月差額	—37,419
先月繰越	1,375,741
今月残額	1,338,322

支出

事務局運営費	336,544
家賃	39,00000
電話代	44,140
活動費	140,000
交通費	71,695
通信費	23,750
事務用品費	7,560
資料費	4,925
光熱費	2,334
雑費	3,140
情宣費	303,913
「救援」66号印刷費	270,000
同上 発送費	22,948
広告料、他	7,600
「救援」号外発送費	3,365
救援費	58,500
弁護士接見費用	55,000
運営委会場費	3,500
闘争別救援カンパ	46,904
三里塚反対同盟へ	24,300
〃	500
山谷救援会へ	1,000
平和台病院労組へ	1,000
金芝河氏らを救う会へ	404
アムネスティインターナショナル日本支部へ	1,000
アヤメ告闘委	500
連赤公対委へ	500
爆取救援会議へ	1,600
江口さんへ	1,000
沖縄救援センターへ	1,000
破防法裁判闘争を支える会へ	1,000
戦犯天皇糾弾！皇居突入闘争裁判を支援する会へ	500
渡辺、雪野君へ	2,000
永田、加藤、青砥、植垣、瀬木君へ	8,600
センター事務局へ	2,500
立替金	2,720
救援連絡会議費用	2,720
合計	748,581

厳冬を獄中で過す仲間たちのために手袋のカンパを！

現在センターと連絡できる獄中の仲間達の数百十数名。冬には、ほとんどの人がしもやけに悩まされます。

送り先 救援連絡センター迄。

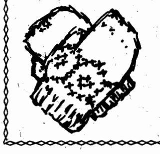

連赤の政治性を前面に
―検事冒陳へ求釈明闘争―
東拘　坂口　弘

前略
同封の為替はカンパです。心配なさらずうけとって下さい。獄中といっても馴れればやりくりできるもの。これからは、協力会費を購読料として定期的にお送りします。

ついでに連赤裁判の近況を報告します。

前回公判で、検察側の冒頭陳述が終了（二回廷）、次回からは冒陳への求釈明に入ります（期日未定）

案の定、検察側は榛名山関係を冒頭にもってき、真岡（銃奪取）浅間山荘関係を後にまわして、本公判を山岳ベースを中心に展開しようとしました。これは連赤から政治性を抜きさるという従来からの路線を発展させたもので、連赤に政治性をとり戻す私達被告・弁護団の公判方針と正面から対立します。

次回公判は、こうした検察側を被告席に座らせ、彼らの口を通して連赤の政治性を語らせる求釈明闘争に入ります。

核心に一歩入るといっていいでしょう。ここで私たちは主に、革左、連赤そして連合赤軍の綱領・戦術・組織・指導・思想等を追求するなかで、私たちの政治組織とその理論（目的）を明らかにしていく考えです。ポイントは戦術です。〝米日反動派の侵略戦争を革命戦争へ（内乱へ）!〟という政治戦術、これが私たちの武装行動の出発点であり最終目的であったことを、つまり、起訴事実の原動力であったことを検察に喋らせる、もしくは、認めさせて政治性を前面に出していくということです。

ついで重要なのは、浅間山荘を中心にした警察当局の「警備」の実態を追求していくことでしょう。ここには、私たちの武装行動の規模と質が浮き彫りとされています。したがって〝内乱〟の事実を追求するには不可欠なところです。

だがそれにもまして力を入れなければならないのは、六九年日米共同声明を契機にして、これまで一貫して私たちに加えられた非道なテロル弾圧を暴露していくことでありましょう。このテロル弾圧は、軍備拡張、対外侵略と軌を一にしたものであり、相互に作用し合っていました。つまり対内ファッショ弾圧は対外侵略のためであり対外侵略は対内ファッショ弾圧を必然化させました。

ここからして、対内ファッショ弾圧に反対する闘いは、中朝人民の米日反動派の対外侵略戦争に反対する闘いと同じ地平にいたことが判ります。同時にその進歩性、正義性も判ります。

私たちはこうした追求をテコに武装行動が明確に政治性をおびていた事実をこれからの公判闘争の俎上にのせていきたいと思っています。

ひとことでいって本公判は、敵を告発することにつきる、と考えます。

山岳ベース関係についていえば、これは消そうに消せない事実です。又、消すのは卑怯であり、当然、敵はそれを許さないでしょう。居直ることはなおさら許されません。

そうである以上、自分が自分を糾弾していくというのが私たちの方針です。これは、敵を告発することと密接な関係にあります。

それは敵を告発していけばいくほど、彼らと生命を賭して闘おうとした人たちをこの手で死においやった私たちの革命に対する犯罪が明らかにならざるをえないという関係です。

以上まとまりつきませんがカンパのついでに公判闘争について書いてみました。

乱筆乱文をお許し下さい。

それでは又。　一〇・二三

おことわり　川島陽子さんから横浜刑務所の条件の酷さを告発する報告来ています。次号掲載予定。

獄中からのたより

無期求刑をうけて
東拘　青砥　幹夫

いつもニュースなど差し入れていただきありがとうございます。この度、低劣な論告で、無期の求刑がありました。なかば予想していたとはいえ、検事のごう慢かつ低劣な論告は腹が立ちましたが、一方正しい、正しくないというよりはむしろいまやっていることが同志殺しとは関係のないものになっているその程度のことしかできてない、所詮こんなものかな、という感じで法廷が実に色あせて見えたことも覚えています。

もちろん、このことについては私の公判のやり方も検討しなければならないのは当然ですが、私自身の感じでは、何かしらそういったことの他のことであるような気もしています。

とまれ、同志殺しの内実とかけはなれた感じがしたことは、法廷という場所を前提にしても、重大なことであると考えていますので今後よくよく考えてみるつもりです。

ところで、当日房に帰ると、早速再び特別房に逆戻りされてしまい、手まわしのよさにあきれるより、人を馬鹿にしたそのやり方が腹立たしい思いです。更に、次の朝、朝刊が抹消されていたのは長谷川さんに伝えておいたとおりです。

郵送するように、ということでしたので、「抹消が自分の求刑に関する記事であるのが明らかであるので不当であり、センターと相談の上、何らかの抗議の意思を表わす可能性を探る、その資料として」という理由で宅下げの願いを出したのですが、新聞は廃棄がたてまえであり、抗議の形態の可能性を探る、ということであっても上記のような理由では許可しないとケラれました。それで、訴訟とかその資料としてならできることもある、と言うので、私はその気はあまりないのですが、ひとまず領置しておこうと思い領置しました。以上が現状ですが、この抹消は求刑などについてなされたという意味では死刑の求刑や判決（東拘内にいる者についての）以外ではあまりないようです。

抹消箇所を特定します。一〇月二日読売朝刊二三面の左上すみ。四段ぬきです。

青砥君への無期求刑に抗議
東拘　植垣　康博

前略　いつも差し入れ感謝しております。

七〇年代も中期に至り階級闘争も新たな発展を始めておりますがこれからはまたまた忙しくなっていくでしょうがどうかがんばってほしいと思います。

きょうは、10・26反弾圧実行委へのアッピール文同封しました。

それから青砥君への無期求刑への抗議文も同封しました。もし「救援」への掲載が困難でありましたら、連赤公判対策委員会（会報）のほうへ送ってください。

獄中弾圧粉砕秋季統一行動のスローガンは全面的に異議ありません。ただ一〇月一七日の公判で十分に話し会えませんでしたので統一行動についての内容がよくわからないのです。が、我々としては断固とした闘いを組織していくようにしたいと思います。

なお、房内筆記は、部分的には一般刑事犯も少しずつ許可され始めております。これは、矢島同志の闘い以来、多くの人たちが房内筆記をかちとる闘いを行ない行政訴訟を恐れた東拘がなし崩し的に許可せざるをえなくなっているからです。とはいえ、大部分の人たちは、全く許可されていない現状です。

ではまた。

74・10・21　植垣康博

うれしかった「救援」の差入
東拘　江口　良子

はじめてお便りいたします。

二年前にはいろいろお世話になってしまい、そして私の不当逮捕後も変わらぬ救援活動を続けて下さっている事、本当に感謝しております。

私は突然土田邸事件で逮捕されそして起訴されたときには、これが権力のデッチ上げであり私が無実である事を、センターでさえもわかってもらえないのではないかと思ったほどでしたが、拘置所へ移監されてから間もなくセンターのほうから差し入れがあった時には、とても嬉しく思いました。あの感激は今でも忘れません。その後センターを軸とした「爆取弾圧と闘う救援会議」ができたこと、そして「救援」において私たちの事件の〝権力のデッチ上げ〟を情宣し続けてくださる事などから、着々と取組みが進んでいることを知ることができました。それらも本当に嬉しく思います。私も今後も不屈の闘いを続けていきますのでよろしくお願いします。（中略）

なお、永田洋子さんの「生理」のこと、彼女からの手紙で知らされています。私もできるだけ彼女を支援していきたいと思っています。

それから、できましたら「救援」のバックナンバー差し入れていただけませんでしょうか。お願いします。

江口良子

下獄をおえて未決拘留に帰りました
東拘　上原　敦男

前略　変らぬ救援活動感謝しております。以下簡単に連絡しておきます。

① 私の「六九年一月東大安田講堂事件」の下獄（余罪受刑）は七月一日付で執行になり一〇月三日に無事満期終了し、現在は再び未決に戻っております。

② 略

③ 下獄中（余罪受刑）でも、面会・文通・食品の差入れが制限されるだけで、ビラ・パンフ・新聞・コピー・書籍は、親族でなくても、差入れすることができます。私のところへは「救援」7、8、9月号が来なかったのですが……他の余罪受刑中の諸君には今後差入れて下さい。

④ よど号HJ公判は、「共犯関係」証人の尋問が進み、余罪受刑も消化したことから、いよいよ保釈が射程距離に入ってきました。次回10・25公判の際には、裁判所との家族面接が行なわれることになっています。裁判所は年末まで引き延ばそうとしているのですがそれを許さず、10・25に結着をつけようと準備しています。

なにしろ四年四カ月の拘留で、ちと腰を落ち着けすぎたので、一日も早く戦線復帰を実現したいと考えています。応援をお願いします。以上近況の報告まで。

注　余罪受刑とはA件で未決拘留中の者が、B件での実刑判決によって下獄（刑務所入り）する事。

読者の発言

内ゲバ思想の克服のために
東拘　前沢　虎義

「救援」66号に目黒38号氏から、「内ゲバ」についての意見が寄せられていたので、それについて一言述べたいと思います。

まず最初に、昨年の神奈川救援センター、今年一月の破防法裁判弁護団への襲撃、そして今回の同弁護団襲撃策動という一連の革マル派の行動は「内ゲバ」ではなく白色テロルとして糾弾されるものであることを確認し、更に、党派闘争＝「内ゲバ」においても、革マル派と他の党派を同列におくことはできないことをはっきりさせたいと思います。また、「内ゲバ」において革マル派と他の党派との衝突において革マルを逮捕せず他党派に集中弾圧を加えることと、「内ゲバ」捜査を口実としての破防法的弾圧があることも事実です。

私は、そして救援戦線の論調も決してそれらの権力の弾圧、革マルの白色テロルを容認するものではなかったと思います。あくまで米日反動（又は日帝）との闘争の中に占める、「内ゲバ」のマイナス要素を指摘するものです。「救援」66号にも指摘されているように、「『革命派』が自分とこの組織に対する弾圧しか問題にしたがらない事実」（海燕のうた）も、同「読者の発言」の神奈川救援センターの大井氏の抗議も、どこにその根本原因があるのか考えていただきたいと思います。革マルの行動は反革命です。しかし、反革命の最も中心はどこなのでしょうか。それは帝国主義ではないでしょうか。「階級が存在する条件のもとでは階級の数だけ主義があり、それどころか一つの階級のなかの各集団にさえ、それぞれの主義がある」（毛沢東）のです。プチブル階級が存在する以上、例え革マルを全滅させたとしても（それを肯定するのでもなく、又できないが）、また宮本一派や革マルのような集団が現われるのは目に見えたことです。革マルや宮本一味のような集団を一掃するためには、最終的には彼らの思想的＝経済的基盤をなくすことだと思います。

敵が「内ゲバ」キャンペーンを張って革命派の孤立化を計っているとき「魔女狩り思想」（大井氏）によって自ら排外主義思想で孤立化を計ることこそ敵のキャンペーンにのせられることと思います。革命は、敵を孤立分断し最も主要なものから一つ一つ各個に撃破する以外にないと思います。そのためには「敵の間の利害の対立（例え一時的なものでも）を利用すること、可能な同盟者（例え一時的な、確実でない、ぐらぐらした、条件つきのものでも）と協調し妥協することをまえもって拒絶するのは、度はずれにおかしなことではなかろうか」（「左翼小児病」）というレーニンの指摘を思い返してくれることを心から望みます。

「粛清」は、非常に特殊な形をとりましたが、明確に路線闘争であり（ただ一方が奇襲により各個撃破したので表面的には不鮮明になった）、結局は、相手の長所、味方の欠点を全く認めず、考えの違う人（集団）を排除するという傲慢さと狭量さ、つまりセクト主義にその根本原因がある点では、やはり同根の問題と思います。

前沢　虎義

連帯の便り

榎下君の手記（「終末から」終刊号）を読んで
東京都　S・O

〝終末から〟九号の榎下君の手記を読みました。手記を読んでこれが百パーセントでっちあげであり冤罪であることを確信した。事件があったのだから実際にやった人間はいるのだろうが、無実の人間を「犯人」にしたてるのは許せない。まったくひどい話だ。ウソの自供に追い込んだ権力に憎しみすら感じる。

正直にいって、今までこの裁判にあまり興味はなかった。救援にでていた記事も最初の頃は読んでいたが、最近は見出しをチラッと見る程度であった。自供したとか上申書をだしたとかいった記事を読んでいたせいかもしれない。権力のやり方を少しは知っているつもりだし、マスコミも大して信用していない私だが、うまく騙されていた。榎下君の手記は私達のだれでもが爆弾犯人に仕立あげられる可能性をもっていることを雄弁に語っている。世直しをしたいと一寸でも考えている人、デモに一度でも参加したことのある人はすべて彼の手記を読むべきだ。

最後に榎下君その他の被告があくまでも真実を主張し、不退転の反撃をされることを希望します。

▼読者会の企画とても良い試みだと思います。六六号に「全体的に見出、写真、ワリツケの感じをもうひとがんばりすれば……」とあったのに同感です。以前〝人民中国〟の日本からの投書欄に「日本のマスコミはくだらない内容でも見出しにつられて読んでしまい後悔するが、人民中国は逆で、見出しを見ただけでは読む気がしないが、読んでから読みおとさないで良かったと思う記事が多い」というのがあったが、同じことが救援にも言えます。例えば六六号近況報告のところの「健康より治安優先獄中医療」とありましたが「獄中で女であることは許されないのか」という様な見出しの方が内容にもピッタリだと思います。又、一ページのところの「始まっている朝鮮総連への弾圧」にしても、むしろ「でけいツラして歩くんじゃねい！警官の朝中高生への暴言頻発」とした方がよいと思います。それに前の記事との関連がハッキリしないので「別項の一在日朝鮮人青年からの寄稿を参照されたい。」のところを少し太めの活字にするか、イニシャルのKのところを一在日朝鮮人とするべきです。同じ事実を言うにしても日本人と朝鮮人のレポートでは全々重みがちがうからです。以上ほんの一例ですが、全体的にいって読んでほしいという気迫が見出しからは感じられません。その点ブル新マスコミのプロ精神を少しはみならうべきです。「救援の読者は意識の高い人ばかりだから隅から隅まで読むだろう」といった期待が編集者にもしあるとしたら、そのような幻想はすててほしい。以上ほんの一例ですが読みやすい紙面作りの一助にでもなれば幸いです

救援66号訂正

一面記事中、「朝鮮民主主義共和国」とあるのは、「朝鮮民主主義人民共和国」の誤りです。訂正しお詫びします。

渓さんの歌もっと読みたい
兵庫県　S・O

救援一〇月号に載っております歌人渓さゆりさんの歌をもっと拝見したいと思います。歌集があれば御紹介下さい。歌集でなくとも部分的にどこかに発表されておられるようでしたらお知らせ下さい。歌集を買いたいと思いますのでよろしくお願いします。

入会したい
山口県　T・T

当方、人権問題に関して少なからず関心を抱いている者です。ここ何年間か公安事件で個人に対する重大な人権侵犯事件が頻発していますが救援連絡センターがこれらの事件に積極的な救援活動を展開されているのを知りました。

つきましては、貴救援連絡センターに入会したいと思いますが入会手続等のことを当方にお知らせ下さいませんでしょうか。機関紙を出しておられればその見本を一部御恵送下されば有難いのですが。御宜しく。

敬具

第三回読者会報告
編集部員求む

要するに、良い内容の紙面を作るためには、人手が必要なのです。

十月二十七日渋谷勤労福祉会館において行なわれた第四回読者会は、編集委員二人が、雨降る渋谷で待ちに待ったが、「読者」はついに一人もあらわれず……。

でも「救援」は次の号もまた十日になれば発行されるのです。救援運動もまた、続くのです。

編集活動といっても、いろんなことができるのです。定期的に、何かの問題について原稿をきちんと送ってくれるとか、出来あいの原稿に目を通してくれてカットを書くとか、…。

「救援」の取材体制と内容をカバーするために、編集活動をやりたい人、連絡して下さい。

次回読者会にはぜひご参加を。

第四回読者会
▼11月30日(土)　午後6時～9時
▼恵比寿区民会館　和室一号（国電恵比寿駅下車）
主催・「救援」編集部

特別房からの報告
東拘　福　井　武　生

（前略）話は変わりますが、一つ身辺のこと。これまで、特別房は保安処分の先取りであるという事を目にし耳にしてきましたが、いま改めて周囲をみてみますと、ようやく実感として捉えることができました。私のいる階は、二三四房のうち一般房は五四房くらいで残りすべてが特別房になっており収容されている者は、「自殺の恐れ」ある者、重罪犯とされている者、すぐ頭に来て暴れる者、特に注意してもらいたいのは、過去に精神病院に入院した（させられた）ことのある者と精神鑑定終了者は否応なくブチ込まれているということです。ほとんどの人が不満をもちながらその不満を表面に出すことなくただ黙って言いなりにされています。

夏場で参ったのは、（暑かったのはいうまでもないが）私物棚に戸がなく取り払われているため、ゴキブリが這いまわり、衛生的にも経済的にも非常に悪く本当にひどいものでした。

戸を付けろと迫れば「俺達の一存ではどうにもならぬ。ましてこ（特別房）は視察の関係もあるので」などと言って全くらちがあかないのです。

人間死ぬ気になれば、どんなことしようと防ぎきれるものではなし私に言わせれば、自殺防止としての特別房なんてお笑い草です。不自由な生活をより不自由にし苦痛を与えることによって私達を弾圧し手中に収め意のままに操ろうとしてかかってきますが、私はどんな懲罰にも一歩も退かず反抗しつづけ、この頃では相手にされなくなってきました。

とにかく私達特別房にブチ込まれている者は差別と圧迫をうけているのは確かです。保安処分などというものは「対岸の火事」的な気持で眺めていたのですが、特別房にブチ込まれているという事はその段階に一歩一歩追い込まれているという事ですから、もっともっと真剣に考え一丸となって打破していかなければならないと思います。

私はこれまで一匹狼を気取り、俺は俺だという驕り高ぶった気持から……自分のことなら生命さえ張れるのに、他人のこととなると我関せず的な顔をして傍観するようになっていたと気付きました。弱い故に泣きをみたり、無知故に圧殺されることなく私たち一人一人が自覚し団結し横のつながりをしっかりとっていかなければならないことがよく分りました。

保安処分先取処置が私たちの前に重くのしかかって来ています。

石川氏に連帯の電報打電

一〇月三一日、石川青年に加えられた「無期刑」という高裁寺尾の不当差別判決に対し、救援連絡センターから石川青年に連帯の電報を出した。

「一〇・三一不当極まりない差別判決を糾弾し、今後も連帯して闘うことを誓う」救援連絡センター

獄中の永田洋子氏、坂口弘氏、若林功子氏、川島陽子氏から、差別判決を糾弾する怒りの電報がよせられた。